市章

大津市公報

令和４年４月１日
号外（第 21 号）

発行所　大津市役所
発行人　大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規則

22　大津市歴史博物館収蔵品収集審査会規則……２
23　大津市歴史博物館の管理運営に関する規則……２
24　大津市文化財保護条例施行規則……10
25　大津市伝統的建造物群保存審議会規則……26
26　大津市埋蔵文化財調査センターの管理運営に関する規則……26
27　大津市大津港サイクルステーション条例の施行期日を定める規則……30
28　大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則を廃止する規則……30
29　大津市行政組織規則の一部を改正する規則……30
30　大津市福祉有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則……39
31　大津市メディカルコントロール協議会規則の一部を改正する規則……39
32　大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則……40
33　大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則……40
34　大津市障害者雇用促進本部設置規則の一部を改正する規則……40
35　大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則……40
36　大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則……41
37　大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則の一部を改正する規則……41
38　大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則……41
39　大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……42
40　大津市公印規則の一部を改正する規則……42
41　大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……45
42　大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……46
43　大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……46
44　大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……46
45　大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……47
46　大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則……47
47　大津市財務規則の一部を改正する規則……48
48　大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……48
49　大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……48
50　大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……49
51　大津市中小企業金融審査委員会規則の一部を改正する規則……49
52　大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則……49
53　大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則……51
54　大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……59
55　道路法第24条の２の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……59
56　大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則……59

○ 訓令

２　大津市事務決裁規程の一部改正……60
３　大津市職員服務規程の一部改正……69
４　大津市土地利用問題協議会規程の一部改正……70

○ 告示

93　公印の新調及び廃止について……70
94　平成13年告示第140号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部改正……72

95　平成６年告示第30号（市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて）の一部改正……………………73
96　平成９年告示第76号（市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の廃止………………………………………………………………………………73
97　平成10年告示第28号（市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の管理に属する機関の職にある者に委任することについて）の一部改正……………………………………………………………………74

規　　則

大津市歴史博物館収蔵品収集審査会規則を公布する。
令和４年４月１日
大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第22号

大津市歴史博物館収蔵品収集審査会規則

（趣旨）
第１条　この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）第４条の規定に基づき、大津市歴史博物館収蔵品収集審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　審査会は、市長の諮問に応じ、大津市歴史博物館に収蔵する資料の収集に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。
（委員の任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第４条　審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（関係者の出席）
第６条　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　審査会の庶務は、市民部歴史博物館において処理する。
（その他）
第８条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市歴史博物館の管理運営に関する規則を公布する。
令和４年４月１日
大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第23号

大津市歴史博物館の管理運営に関する規則

（趣旨）
第１条　この規則は、大津市歴史博物館条例（平成２年条例第１号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、大津市歴史博物館（以下「博物館」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。
（休館日）
第２条　博物館の休館日は、次のとおりとする。
⑴　月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）で

ある場合を除く。）
⑵　休日の翌日（日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
⑶　12月27日から翌年１月５日まで
２　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。
（開館時間）
第３条　博物館の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、常設展示及び特別展示の観覧に係る入場時間は、午後４時30分までとする。
２　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間等を変更することができる。
（入館の制限）
第４条　館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館させることができる。
⑴　博物館の施設若しくは設備又は博物館資料等を汚損し、又は損傷するおそれのある者
⑵　他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれのある者又はそのおそれのある物品、動物その他これらに類するものを携帯する者
⑶　その他博物館の管理上必要な指示に従わない者
（入館者の遵守事項）
第５条　入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
⑴　博物館の施設若しくは設備又は博物館資料等を汚損し、又は損傷しないこと。
⑵　他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
⑶　展示資料に触れないこと。
⑷　常設展示室、企画展示室及び資料閲覧室においてインク、墨汁等を使用しないこと。
⑸　許可を受けないで、展示資料の撮影、模写等を行わないこと。
⑹　所定の場所以外において飲食をしないこと。
⑺　博物館及びその敷地内において喫煙しないこと。
⑻　博物館において、物品その他の物を販売し、又は金品の寄付募集等を行わないこと。
⑼　その他係員の指示に従うこと。
（観覧券の発行等）
第６条　条例第４条第１項の観覧料は、常設展示及び特別展示ともそれぞれ観覧券を発行して徴収するものとする。
２　条例第４条第４項の特別観覧券の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。
⑴　特別展示前売観覧券　市長が博物館の事業上必要と認めるときに発行するもの
⑵　招待券　博物館資料の提供者その他市長が博物館の事業上特別の理由があると認める者に対して発行するもの
⑶　優待券　市長が博物館の運営上必要と認める関係機関の者に対して発行するもの
⑷　定期券　券面に氏名を記載されている者が、その発行の日から１年を経過した日の属する月の末日までの間、特別展示及び常設展示とも観覧できるもの
３　観覧券及び特別観覧券は、再発行しないものとする。
（博物館資料の特別利用の許可等）
第７条　条例第５条の規定に基づく博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影、写真原板の使用等（以下「特別利用」という。）の許可の申請は、あらかじめ大津市歴史博物館資料特別利用許可申請書（様式第１号）を館長に提出して行わなければならない。
２　館長は、前項の申請書を受理した場合は、これを審査の上、特別利用の可否を決定し、特別利用を許可するときは、大津市歴史博物館資料特別利用許可書（様式第２号）を当該申請をした者に交付する。
３　館長は、特別利用の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に条件を付すことができる。
４　特別利用は、館内の所定の場所において係員の指示に従って行わなければならない。
（特別利用の制限）
第８条　館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしてはならない。
⑴　特別利用によって博物館資料の保存に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
⑵　好ましくない用途に供するため特別利用が行われると認められるとき。
⑶　他の観覧者の観覧に支障があると認められるとき。
⑷　寄託された博物館資料の特別利用で、寄託者の同意を得ていないとき。
⑸　著作権がある博物館資料の特別利用で、著作権者の同意を得ていないとき。

⑹　その他館長が特別利用に供することを不適当と認めるとき。
（特別利用の取消し等）
第９条　館長は、特別利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。
⑴　許可の条件に違反したとき。
⑵　前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
⑶　その他館長が必要と認めるとき。
（企画展示室の使用許可等）
第10条　条例第６条の規定に基づき企画展示室を使用することができる日は、博物館が企画展示室を使用する日以外の日とする。
２　条例第６条第１項の使用の許可の申請（以下この条において「申請」という。）は、大津市歴史博物館企画展示室使用許可申請書（様式第３号）を館長に提出して行わなければならない。
３　申請は、次の表の左欄に掲げる企画展示室を使用しようとする日の属する期間の区分に応じ、同表の中欄に定める期間（以下「第１次申請期間」という。）又は同表の右欄に定める期間において行わなければならない。

１月６日から３月31日まで	前年の４月１日から同月10日（休館日に当たるときは、その翌日）まで	前年の５月１日から使用しようとする日の10日前まで
４月１日から９月30日まで	前年の10月１日から同月10日（休館日に当たるときは、その翌日）まで	前年の11月１日から使用しようとする日の10日前まで
10月１日から12月26日まで	４月１日から同月10日（休館日に当たるときは、その翌日）まで	５月１日から使用しようとする日の10日前まで

４　館長は、申請があったときは、これを審査の上、企画展示室の使用の可否を決定し、使用を許可するときは、大津市歴史博物館企画展示室使用許可書（様式第４号）を当該申請をした者に交付する。
５　前項の許可は、申請の順序に従うものとし、申請が同時のときは、協議又は抽選により順序を定める。この場合において、第１次申請期間中にされた申請は、同時にされたものとみなす。
６　次の各号のいずれかに該当するときは、第３項の規定にかかわらず、企画展示室を使用しようとする日の１年前から申請をすることができる。
⑴　本市又は大津市教育委員会が主催し、又は共催する事業に使用するとき。
⑵　国、他の地方公共団体又は公共的な団体が、公益に資すると認められる事業に使用するとき。
⑶　その他館長が特に必要があると認めるとき。
７　館長は、第４項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に条件を付すことができる。
８　企画展示室の使用は、係員の指示に従って行わなければならない。
（企画展示室の使用の制限）
第11条　館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、企画展示室の使用の許可をしてはならない。
⑴　博物館内の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
⑵　営利を目的とすると認められるとき。
⑶　博物館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
⑷　博物館の事業の実施に支障があるとき。
⑸　歴史、美術等に関する展覧会以外の目的で使用するとき。
⑹　その他博物館の管理運営上支障があると認められるとき。
（企画展示室の使用者の遵守事項）
第12条　企画展示室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
⑴　使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
⑵　博物館の施設又は設備に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ館長の承認を受けた場合を除く。
⑶　許可を受けた目的以外に使用しないこと。
⑷　許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
⑸　展示品の販売その他の営利行為を行わないこと。ただし、図録等の販売であらかじめ館長の承認を受けたものを除く。
⑹　火災、盗難その他の事故の防止に留意すること。
⑺　許可を受けた施設内の秩序を保持するため必要な措置を講ずること。
⑻　その他館長が指示した事項

（企画展示室の使用許可の取消し等）

第13条　館長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、企画展示室の使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

⑴　許可の条件に違反したとき。

⑵　第11条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

⑶　前条の規定に違反したとき。

⑷　不正な手段によって使用許可を受けたとき。

⑸　その他館長が必要と認めるとき。

２　前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

（原状回復）

第14条　使用者は、企画展示室の使用を終了したときは、速やかに企画展示室を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用許可を取り消された場合においても、同様とする。

（博物館資料の貸出し）

第15条　館長は、市長の承認を得て、博物館の所蔵する博物館資料を他の博物館、博物館相当施設その他館長が適当と認めるものに貸し出すことができる。

（博物館資料の寄贈及び寄託）

第16条　博物館は、博物館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

２　寄贈及び寄託を受けた資料は、博物館の展示及び一般の利用に供するものとする。ただし、館長が特に不適当と認めるものについては、この限りでない。

（観覧料の減免）

第17条　条例第７条の規定により博物館の観覧料を減免する場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

⑴　市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校若しくは中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、教育課程の一環として常設展示を観覧する場合　全額

⑵　博物館が開催する特別展示を観覧料を納付して観覧した者が、引き続き常設展示を観覧する場合　全額

⑶　その他館長が必要と認めた場合　その都度館長が定める額

２　前項の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、所定の減免申請書により、あらかじめ館長に申請しなければならない。ただし、前項第２号の規定により減免を受ける場合は、この限りでない。

（観覧料の返還）

第18条　条例第８条ただし書の規定により観覧料を返還する場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

⑴　管理運営上の都合により観覧できない場合　全額

⑵　天災地変その他観覧しようとする者の責めに帰することができない理由により観覧できない場合　全額

⑶　その他館長が必要と認めた場合　その都度館長が定める額

（協議会の組織）

第19条　条例第９条に規定する大津市歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

３　会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

４　会長は、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第20条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　協議会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し資料の提出を求め、又は会議に出席を求めてその説明を聴くことができる。

（その他）

第21条　この規則に定めるもののほか、歴史博物館の管理運営について必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（大津市歴史博物館観覧料の徴収等に関する規則の廃止）

２　大津市歴史博物館観覧料の徴収等に関する規則（平成２年規則第59号）は、廃止する。

様式第１号（第７条関係）

大津市歴史博物館資料特別利用許可申請書

年　　月　　日

（宛先）
　大津市歴史博物館長

申請者　住所
氏名
（法人等にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者及び担当者の氏名）
電話
メールアドレス

　大津市歴史博物館が保管する資料について、特別利用したいので、大津市歴史博物館条例第５条の規定により、次のとおりその許可を申請します。

資料の名称	
利用の目的	学術研究　・　出版物　・　展示　・　映像　・　その他
利用の方法	熟覧　・　模写　・　模造　・　撮影（ビデオ・写真）・　写真原板使用　・　その他
来館希望日	年　　月　　日　　　時
来館する者	

注１　博物館資料が寄託品である場合には、必ず所有者等の同意書を添付のこと。
　２　利用の目的の欄には、該当するものに○を付け、出版物等の名称、刊行日など詳細を記入すること。
　３　利用の方法の欄には、該当するものに○を付け、撮影の場合はカット数など撮影の詳細を記入すること。
　４　来館希望日の欄及び来館する者の欄は、熟覧、模写、模造及び撮影の場合に記入すること。

様式第２号（第７条関係）

大津市歴史博物館資料特別利用許可書

年　　月　　日

様

大津市歴史博物館長　　　　印

年　　月　　日付けで申請のあった当館資料の特別利用について、大津市歴史博物館条例第５条の規定により、次のとおり許可します。

1	資料の名称	
2	利用期間	
3	利用区分	熟覧　・　模写　・　模造　・　ビデオ撮影　・　写真撮影　・　写真原板使用
4	許可条件	⑴　利用に際しては、当館職員の指示に従うこと。 ⑵　申請書に記載した利用の目的以外に利用しないこと。 ⑶　当館の所蔵品の写真等を出版物等に掲載するときは、当館の所蔵品であることを明示すること。
5	使用料	円　　領収書Ｎｏ．

様式第３号（第10条関係）

大津市歴史博物館企画展示室使用許可申請書

年　　月　　日

（宛先）
大津市歴史博物館長

申請者　住所
氏名
（法人等にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者及び担当者の氏名）
電話
メールアドレス

大津市歴史博物館企画展示室を使用したいので、大津市歴史博物館条例第６条の規定により、次のとおりその許可を申請します。

使用目的（展覧会名）	
展示内容	
主催・共催・後援等	
使用室	企画展示室　☐ Ａ ・ ☐ Ｂ
使用期間	年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで
会期	年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで 初日は午前・午後　時　分から、最終日は午前・午後　時　分まで
入場料の有無	☐ 有（　　　円）　☐ 無
展示作品の図録等の頒布	☐ 頒布する。（名称　　　）（価格　　　円） ☐ 頒布しない。
入場予定人数	
会場責任者	氏名　　　電話番号 住所

☐ 入場料徴収 ☐ 1,000円以下 ☐ 1,000円超	企画展示室使用料	×　　日＝　　円
	使用料加算額	☐ ３割　　円 ☐ ５割　　円
	合計	円

様式第４号（第10条関係）

大津市歴史博物館企画展示室使用許可書

年　月　日

様

大津市歴史博物館長　印

年　月　日付けで申請のあった企画展示室の使用について、大津市歴史博物館条例第６条の規定により、次のとおり許可します。

使用目的（展覧会名）	
展示内容	
主催・共催・後援等	
使用室	企画展示室　□　A　・　□　B
使用期間	年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで
会期	年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで 初日は午前・午後　時　分から、最終日は午前・午後　時　分まで
入場料の有無	□　有（　　円）　□　無
展示作品の図録等の頒布	□　頒布する。（名称　　）（価格　　円） □　頒布しない。
入場予定人数	
会場責任者	氏名　　電話番号 住所

□　入場料徴収 □　1,000円以下 □　1,000円超	企画展示室使用料	×　日＝　円
	使用料加算額	□　３割　円 □　５割　円
	合計	円

注１　企画展示室の使用については、係員の指示に従ってください。
２　企画展示室の使用を終了したときには、入場者数報告書を提出してください

大津市文化財保護条例施行規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第24号

大津市文化財保護条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大津市文化財保護条例（昭和52年条例第２号。以下「条例」という。）第63条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の同意書）

第２条　条例第５条第２項（条例第30条第２項及び条例第43条第２項において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の指定について同意をした者は、指定同意書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

（指定書）

第３条　条例第５条第５項（条例第30条第２項において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の指定書（以下「指定書」という。）の様式は、様式第２号のとおりとする。

２　指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、指定書再交付申請書（様式第３号）に事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書を添えて、速やかにその再交付を市長に申請しなければならない。

（管理責任者の選任等の届出）

第４条　条例第７条第３項（条例第33条第１項及び条例第49条において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の管理責任者の選任又は解任の届出は、管理責任者選任（解任）届（様式第４号）によるものとする。

（所有者又は管理責任者の変更の届出等）

第５条　条例第８条第２項（条例第33条第１項及び条例第49条において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の所有者の変更の届出は、所有者変更届（様式第５号）によるものとする。

２　条例第８条第３項（条例第33条第１項及び条例第49条において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理責任者の氏名等の変更の届出は、所有者等氏名（名称、住所）変更届（様式第６号）によるものとする。

（滅失、毀損等の届出）

第６条　条例第11条（条例第33条第１項及び条例第49条において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物が滅失等したときの届出は、滅失等届（様式第７号）によるものとする。

（所在の場所の変更の届出）

第７条　条例第12条（条例第33条第１項において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出は、所在場所変更届（様式第８号）によるものとする。

２　前項の届出は、変更しようとする日の10日前までに行わなければならない。

（所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第８条　条例第12条ただし書（条例第33条第１項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所の変更の届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

⑴　条例第13条第１項（条例第33条第１項において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとする場合

⑵　条例第16条（条例第33条第１項において準用する場合を含む。）の規定による助言又は指導を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとする場合

⑶　条例第17条第１項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとする場合

⑷　条例第18条第１項（条例第33条第１項において準用する場合を含む。）の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとする場合

⑸　条例第19条第１項又は第２項（条例第33条第１項において準用する場合を含む。）の勧告を受けて出品又

は公開のために所在の場所を変更しようとする場合

⑹　条例第12条（条例第33条第１項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行って所在の場所を変更した後、所在場所変更届（様式第８号）第９項に記載した時期において復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとする場合及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行った後、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとする場合

⑺　前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更が30日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

２　条例第12条ただし書の規定により市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

３　前項の届出は、前条第１項に規定する所在場所変更届（様式第８号）により、所在の場所を変更した後20日以内に行わなければならない。

（現状変更等の許可申請）

第９条　条例第17条第１項（条例第49条において準用する場合を含む。第３項において同じ。）の規定による市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の申請は、現状変更等許可申請書（様式第９号）によるものとする。

２　前項の申請は、現状変更等に着手する日の20日前までに行わなければならない。

３　条例第17条第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（維持の措置の範囲）

第10条　条例第17条第１項ただし書（条例第49条において準用する場合を含む。）に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

⑴　市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなくこれらをその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。

⑵　市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

（修理の届出等）

第11条　条例第18条第１項（条例第33条第１項及び条例第49条において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の修理の届出は、修理届（様式第10号）によるものとする。

２　前項の届出は、修理に着手する日の20日前までに行わなければならない。

３　前項の届出を行った者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

（認定書の交付）

第12条　条例第23条第２項又は条例第52条第２項の規定による認定をしたときは、認定書（様式第11号）を交付する。

２　第３条第２項の規定は、認定書の再交付について準用する。この場合において、同項中「指定書」とあるのは、「認定書」と読み替えるものとする。

（保持者等の氏名変更等の届出）

第13条　条例第25条（条例第54条において準用する場合を含む。）の規定による市指定無形文化財又は市選定保存技術の保持者の氏名変更等の届出については、第５条第２項の規定を準用する。

（現状変更等の届出）

第14条　条例第32条第１項の規定による市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出は、現状変更等届（様式第12号）によるものとする。

２　前項の届出は、現状変更等に着手しようとする日の20日前までに行わなければならない。

３　第１項の届出を行った者は、当該届出に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の届出を要しないものとする。

⑴　市指定有形民俗文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該市指定有形民俗文化財を原状に復するとき。

⑵　市指定有形民俗文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をとるとき。

⑶　条例第33条第１項において準用する条例第13条第１項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために現状変更等を行うとき。
⑷　条例第33条第１項において準用する条例第16条の規定による助言又は指導を受けて行う措置のために現状変更等を行うとき。
⑸　非常災害のために必要な応急の措置をとるとき。

（市指定史跡名勝天然記念物の標識等の設置基準）

第15条　条例第45条の規定により設置すべき標識は、原則として石造とし、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
⑴　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
⑵　大津市長の文字（所有者の氏名又は管理団体の名称を併せて表示することを妨げない。）
⑶　指定年月日
⑷　建設年月日

２　条例第45条の規定により設置すべき説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げる（地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。）とともに、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。
⑴　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
⑵　指定年月日及び指定の理由
⑶　説明事項
⑷　保存上注意すべき事項
⑸　その他参考となるべき事項

３　条例第45条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造（13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは、30センチメートル以上とする。）とし、指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとし、その上面には指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字及び大津市長の文字を彫るものとする。

４　前３項に定めるもののほか、標識、説明板又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

５　条例第45条の規定により設置すべき囲柵その他の施設については、前項の規定を準用する。

６　前各項の基準により標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図（説明板の設置に係る場合は、説明板の記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ市長にその旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を報告するものとする。

（土地所在等の異動の届出）

第16条　条例第46条の規定による市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在等の異動の届出は、所在地異動届（様式第13号）によるものとする。

（委任）

第17条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

指定同意書

年　　月　　日

（宛先）
　大津市長

住 所
氏 名

私（当社、当寺）の所有（占有）する下記の文化財を大津市指定有形文化財（大津市指定有形民俗文化財、大津市指定史跡名勝天然記念物）に指定することに同意します。

記

１　文化財の名称及び員数

２　所在地

様式第２号（第３条関係）

（表）

24センチメートル

割印

第　　号

指　定　書

名称　　　　　員数

（構造及び様式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴）

大津市文化財保護条例に基づき、大津市指定文化財に指定する。

年　月　日

大津市長　　　印

35センチメートル

（裏）

所　有　者	所有者の住所	所在の場所	交付又は再交付の年月日

所　有　者	所有者の住所	所在の場所	変更の年月日

備考　次の場合は指定書を添えて届け出ること。

⑴　所有者が変更した場合

⑵　所有者の氏名、名称又は住所を変更した場合

⑶　所在の場所を変更した場合

様式第３号（第３条関係）

指定書（認定書）再交付申請書

年　　月　　日

（宛先）
大津市長

申請者　住所
氏名

大津市指定有形文化財指定書又は大津市指定有形民俗文化財指定書（大津市指定無形文化財保持者等認定書又は大津市選定保存技術保持者等認定書）を亡失（毀損）等したので、大津市文化財保護条例施行規則第３条第２項（第12条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり指定書（認定書）の再交付を申請します。

1　文化財の名称及び員数

2　指定書（認定書）の番号

3　指定（認定）年月日

4　所有者（保持者等）の住所及び氏名

5　亡失、毀損等の年月日

6　亡失、毀損等の状況

7　その他参考となるべき事項

様式第４号（第４条関係）

管理責任者選任（解任）届

年　　月　　日

（宛先）
　大津市長

所有者　住所
　　　　氏名

　次のとおり大津市指定有形文化財（大津市指定有形民俗文化財、大津市指定史跡名勝天然記念物）の管理責任者を選任(解任)したので、大津市文化財保護条例第７条第３項（第33条第１項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

１　文化財の名称及び員数

２　指定書の番号

３　指定年月日

４　所有者の住所及び氏名

５　管理責任者の住所、氏名及び生年月日

６　管理責任者の職業

７　管理責任者選任（解任）年月日

８　管理責任者選任（解任）理由

様式第５号（第５条関係）

所有者変更届

年　　月　　日

（宛先）
大津市長

新所有者　住所
氏名

次のとおり大津市指定有形文化財（大津市指定有形民俗文化財、大津市指定史跡名勝天然記念物）の所有者を変更したので、大津市文化財保護条例第８条第２項（第33条第１項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

１　文化財の名称及び員数

２　指定書の番号

３　指定年月日

４　旧所有者の住所及び氏名

５　新所有者の住所及び氏名

６　変更の理由

７　変更の年月日

８　その他参考となるべき事項（所有権の異動を証明する書類等）

様式第６号（第５条関係）

所有者等氏名（名称、住所）変更届

年　　月　　日

（宛先）
　大津市長

所有者　住所
　　　　氏名

　次のとおり大津市指定有形文化財（大津市指定有形民俗文化財、大津市指定史跡名勝天然記念物）の所有者（管理責任者）の氏名（名称、住所）を変更したので、大津市文化財保護条例第８条第３項（第33条第１項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

１　文化財の名称及び員数

２　指定年月日及び指定書の番号

３　指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

４　変更前の氏名若しくは名称又は住所

５　変更後の氏名若しくは名称又は住所

６　変更の年月日

７　その他参考となるべき事項

様式第７号（第６条関係）

滅失等届

年　　月　　日

（宛先）
　大津市長

所有者　住所
　　　　氏名

　次のとおり大津市指定有形文化財（大津市指定有形民俗文化財、大津市指定史跡名勝天然記念物）が滅失（毀損）等したので、大津市文化財保護条例第11条（第33条第１項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

１　文化財の名称及び員数

２　指定年月日及び指定書の番号

３　指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

４　所有者の氏名又は名称及び住所

５　管理責任者がある場合はその氏名及び住所

６　滅失、毀損等の事実の生じた日時及び場所

７　滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

８　滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合はその箇所及び程度

９　滅失、毀損等の事実を知った日

10　滅失、毀損等の事実を知った後にとられた措置その他参考となるべき事項

様式第８号（第７条、第８条関係）

所在場所変更届

年　　月　　日

（宛先）
大津市長

所有者　住所
氏名

次のとおり大津市指定有形文化財（大津市指定有形民俗文化財）の所在の場所を変更したい（した）ので、大津市文化財保護条例第12条（第33条第１項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

１　文化財の名称及び員数

２　指定年月日及び指定書の番号

３　所有者の氏名又は名称及び住所

４　管理責任者がある場合はその氏名及び住所

５　現在の所在の場所（指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の所在の場所を併記するものとする。）

６　変更後の所在の場所

７　変更しようとする年月日（事後の変更届の場合は、変更した年月日）

８　変更しようとする理由（事後の変更届の場合は、変更した理由）

９　指定書記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期

10　その他参考となるべき事項

様式第９号（第９条関係）

現状変更等許可申請書

年　　月　　日

（宛先）
大津市長

申請者　住所
氏名

次のとおり大津市指定有形文化財（大津市指定史跡名勝天然記念物）の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので、大津市文化財保護条例第17条第１項（第49条において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

１　文化財の名称及び員数
２　指定年月日及び指定書の番号
３　指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
４　所有者の氏名又は名称及び住所
５　権原に基づく占有者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
６　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
７　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
８　現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
９　現状変更等の内容及び実施の方法
10　現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
11　現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくは毀損、又は景観の変化その他現状変更等により及ぼされる大津市指定史跡名勝天然記念物への影響に関する事項
12　現状変更等の着手及び終了の予定時期
13　現状変更等に係る地域の地番
14　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
15　その他参考となるべき事項

（添付書類）
１　現状変更等の仕様書及び設計図
２　現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
３　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
４　現状変更等に係る地域の写真（キャビネ判以上）
５　現状変更を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
６　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
７　許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
８　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

様式第10号（第11条関係）

修理届

年　　月　　日

（宛先）
　大津市長

所有者　住所
　　　　氏名

　次のとおり大津市指定有形文化財（大津市指定有形民俗文化財、大津市指定史跡名勝天然記念物）を修理したいので、大津市文化財保護条例第18条第１項（第33条第１項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

１　文化財の名称及び員数

２　指定年月日及び指定書の番号

３　指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

４　所有者の氏名又は名称及び住所

５　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

６　修理を必要とする理由

７　修理の内容及び方法

８　修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期

９　修理の着手及び終了予定時期

10　修理施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

11　その他参考となるべき事項

様式第11号（第12条関係）

（表）

24センチメートル

35センチメートル

割印

第　　号

認定書

様

（芸名、雅号等）

生年月日

大津市文化財保護条例に基づき、大津市指定無形文化財（選定保存技術）の保持者（保持団体又は保存団体）に認定する。

年　　月　　日

大津市長　　　　　　印

（裏）

指定の要件

交付又は再交付の年月日

備考

1　次の場合は認定書を添えて届け出ること。

(1)　保持者が氏名、雅号等を変更した場合、又は保持団体（保存団体）が名称を変更した場合

(2)　保持者が死亡した場合、又は保持団体（保存団体）が解散した場合（消滅した場合を含む。）

2　保持者（保持団体又は保存団体）の認定を解除されたときは、認定書を返付すること。

様式第12号（第14条関係）

現状変更等届

年　　月　　日

（宛先）
　大津市長

住所
氏名

　次のとおり大津市指定有形民俗文化財の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので、大津市文化財保護条例第32条第１項の規定により届け出ます。

1　文化財の名称及び員数

2　指定年月日及び指定書の番号

3　指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

4　所有者の氏名又は名称及び住所

5　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

6　届出者の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は事務所の所在地

7　現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

8　現状変更等の内容及び実施の方法

9　現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期

10　現状変更等の着手及び終了の予定時期

11　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は事務所の所在地

12　その他参考となるべき事項

（添付書類）
1　現状変更等の仕様書及び設計図
2　現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
3　現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
4　届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
5　管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

様式第13号（第16条関係）

所在地異動届

年　　月　　日

（宛先）
　大津市長

所有者（管理責任者）
　住所
　氏名

　次のとおり大津市指定史跡（名勝、天然記念物）の所在地を異動したので、大津市文化財保護条例第46条の規定により届け出ます。

１　大津市指定史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

２　指定年月日

３　大津市指定史跡、名勝又は天然記念物の所在地

４　所有者の氏名及び住所

５　管理責任者がある場合は、その名称及び事務所の所在地

６　異動前の土地の所在、地番、地目、地積

７　異動後の土地の所在、地番、地目、地積

８　その他参考となるべき事項

注　地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び法務局に備えられた地図の写しを添付すること。

大津市伝統的建造物群保存審議会規則を公布する。
令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第25号

大津市伝統的建造物群保存審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第59号）第10条に規定する大津市伝統的建造物群保存審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の３分の２以上が出席しなければ、開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の３分の２以上で決する。

（庶務）

第４条　審議会の庶務は、市民部文化財保護課において処理する。

（その他）

第５条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市埋蔵文化財調査センターの管理運営に関する規則を公布する。
令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第26号

大津市埋蔵文化財調査センターの管理運営に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大津市埋蔵文化財調査センター条例（平成７年条例第38号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、大津市埋蔵文化財調査センター（以下「センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第２条　センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

⑴　日曜日及び土曜日

⑵　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑶　12月27日から翌年１月５日まで

２　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（開館時間）

第３条　センターの開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（入館者の遵守事項）

第４条　センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　センターの施設若しくは設備又は資料等を汚損し、又は毀損しないこと。

⑵　所定の場所以外で飲食しないこと。

⑶　センター及びその敷地内において喫煙しないこと。

⑷　他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。

⑸　その他係員の指示に従うこと。

（出土した文化財等の熟覧等）

第５条　条例第４条の規定に基づく出土した文化財又は埋蔵文化財に関する資料（以下「出土した文化財等」という。）の熟覧、撮影、写真原板の使用等（以下「熟覧等」という。）の許可の申請は、あらかじめ出土した文化財等の熟覧等許可申請書（様式第１号）を所長に提出して行わなければならない。

２　所長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、出土した文化財等の熟覧等許可書（様式第２号）を当該申請をした者に交付する。

３　所長は、出土した文化財等の熟覧等の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に条件を付すことができる。

４　出土した文化財等の熟覧等は、センター内の所定の場所において係員の指示に従って行わなければならない。

（出土した文化財等の熟覧等の制限）

第６条　所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、出土した文化財等の熟覧等の許可をしてはならない。

⑴　熟覧等によって出土した文化財等の保存に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

⑵　好ましくない用途に供するため熟覧等が行われると認められるとき。

（出土した文化財等の貸出し）

第７条　所長は、市長の承認を得て、センターの所蔵する出土した文化財等を他の博物館、博物館相当施設その他所長が適当と認めるものに貸し出すことができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

出土した文化財等の熟覧等許可申請書

年　　月　　日

（宛先）

大津市埋蔵文化財調査センター所長

申請者　住所

氏名

大津市埋蔵文化財調査センターが保管する出土した文化財等について、熟覧等をしたいので、大津市埋蔵文化財調査センター条例第４条の規定により、次のとおりその許可を申請します。

１　資料の名称

２　利用の目的

３　利用の方法

４　利用希望日　　　　　　　年　　月　　日　　　　時

５　利用する者　　　　　　　　　　　　人

様式第２号（第５条関係）

出土した文化財等の熟覧等許可書

第　　　号
年　月　日

様

大津市埋蔵文化財調査センター所長　印

年　月　日付けで申請のあった当センターが保管する出土した文化財等の熟覧等について、大津市埋蔵文化財調査センター条例第４条の規定により、次のとおり許可します。

1	資料の名称	
2	利用の期間	
3	利用の区分	熟覧　・　ビデオ撮影　・　写真撮影　・　写真原板使用
4	許可条件	⑴　利用に際しては、当センター職員の指示に従うこと。 ⑵　申請書に記載した利用の目的以外に利用しないこと。 ⑶　当センターの所蔵品の写真等を出版物等に掲載するときは、当センターの所蔵品であることを明示すること。 ⑷　当センターの所蔵品の写真等を出版物等に掲載したときは、その出版物等を１部、当センターに納入すること。 ⑸　下記使用料とは別に、プリント代、郵送料等の実費を負担すること。
5	使用料	円　領収書Ｎｏ．

大津市大津港サイクルステーション条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第27号

大津市大津港サイクルステーション条例の施行期日を定める規則

大津市大津港サイクルステーション条例（令和３年条例第54号）の施行期日は、令和４年４月28日とする。

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則を廃止する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第28号

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則を廃止する規則

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則（平成26年規則第91号）は、廃止する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第29号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「文化・青少年課」を「文化振興課
文化財保護課」に、「福祉子ども部」を「福祉部」に、「保護第４係」を「保護第４係　保護第５係」に、「子育て政策課　政策係　施設係」を「子ども・若者政策課　政策係　施設係　青少年係」に、「リサイクル推進係」を「３Ｒ推進係」に、「生活排水係　収集係」を「生活排水係」に、「産業廃棄物対策課
不法投棄対策課　」を「産業廃棄物対策課」に改め、「（所在地：大津市京町一丁目１番46号）」を削り、「企画係　管理係」を「企画係　管理第１係　管理第２係」に、「地域交通政策課
広域事業課　　」を「建設監理課
地域交通政策課」に、「機械設備係　電気設備係　施設支援係」を「施設支援係」に改め、同条第７項中「健康保険部保健所所属」を「市民部所属
歴史博物館
健康保険部保健所所属」に、「文化・青少年課」を「文化振興課」に、「　仰木太鼓会館」を「　仰木太鼓会館
文化財保護課
埋蔵文化財調査センター」に、「子育て政策課」を「子ども・若者政策課」に改め、同項を同条第８項とし、同条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、同条第４項中「前３項」を「前各項」に、「、課又は室」を「又は課」に、「　消費生活センター」を「　消費生活センター
環境部
環境美化センター　処理係　処分場係
北部クリーンセンター　業務係　処理係　処分場係
衛生プラント」に、「保健総務課」を

「保健総務課
和邇すこやか相談所（所在地：大津市和邇高城 12 番地）
堅田すこやか相談所（所在地：大津市本堅田三丁目 17 番 14 号）

「　動物愛護センター
健康推進課
和邇すこやか相談所（所在地：大
堅田すこやか相談所（所在地：大
比叡すこやか相談所（所在地：大

比叡すこやか相談所（所在地：大津市坂本六丁目１番 11 号）　中すこやか相談所
中すこやか相談所　に、　膳所すこやか相談所（所在地：大
膳所すこやか相談所（所在地：大津市膳所二丁目５番５号）　南すこやか相談所（所在地：大津
南すこやか相談所（所在地：大津市南郷一丁目 14 番 30 号）　瀬田すこやか相談所（所在地：大
瀬田すこやか相談所（所在地：大津市大江三丁目２番１号）　」　施設管理室
環境美化センター　処理係　処分
北部クリーンセンター　処理係
衛生プラント

津市和邇高城12番地）
津市本堅田三丁目17番14号）
津市坂本六丁目１番11号）

津市膳所二丁目５番５号）　を「　動物愛護センター」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２
市南郷一丁目14番30号）
津市大江三丁目２番１号）

場係
処分場係
」

「　行政管理室
福祉子ども部
項」を「前３項」に、　コロナ対策支援給付金室（所在地：大津市石場10番53号）　を「　行政管理室」に、
環境部
施設管理室（所在地：大津市膳所上別保町785番地の１）」

「危機・防災対策課
個別避難計画作成推進室
「人事課　を　人事課　に改め、「国スポ・障スポ大会推進室」の次に「（所在地
職員支援室」
職員支援室
事務サポートセンター準備室」

「　カード交付推進室
福祉政策課
：大津市石場10番53号）」を加え、「　カード交付推進室」を　コロナ対策支援給付金室（所在地：大津市石
子ども・若者政策課
幼保連携推進室

「　空家対策推進室　「　堅田内湖対策
建築課
場10番53号）　に、「　空家対策推進室」を　建設監理課　に、「　堅田内湖対策室」を　設備室
広域事業室　」　保健総務課
」　地域医療推進
室

に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「企画総務係」を「総務係」に、「乳幼児健診係　母性保健

室」
係　成人検診係」を「乳幼児保健係　母子保健係　がん対策推進係」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　福祉部子ども・若者政策課、幼保支援課、保育幼稚園課、子ども家庭課及び児童クラブ課を統括する組織として、同部に子ども未来局を置く。

第２条の２第１項中「、文化・青少年課」及び「、不法投棄対策課」を削り、同条第２項中「前条第３項」を「前条第４項」に、「カード交付推進室及びＭＩＣＥ推進室」を「国スポ・障スポ大会推進室、カード交付推進室、ＭＩＣＥ推進室及び設備室」に改め、同条第３項中「前条第７項に規定する」を「前条第８項に規定する歴

史博物館及び」に改める。
第３条第１項総務部の表危機・防災対策課総合防災係の項第７号を削り、同課危機管理計画係の項第６号中「課」の次に「及び個別避難計画作成推進室」を加え、同号を同係の項第７号とし、同係の項第５号の次に次の１号を加える。
⑹　防災行政無線施設の管理に関すること。
第３条第１項総務部の表人事課の項第19号中「及び職員支援室」を「、職員支援室及び事務サポートセンター準備室」に改め、同条第１項市民部の表自治協働課自治協働係の項中第６号及び第７号を削り、第８号を第６号とし、第９号を第７号とし、第10号を第８号とし、同表文化・青少年課の項中「文化・青少年課」を「文化振興課」に改め、同課の項中第６号から第10号までを削り、第11号を第６号とし、同課の項の次に次のように加える。

文化財保護課	⑴　文化財の調査及び保護に関すること。 ⑵　文化財の啓発及び活用に関すること。 ⑶　大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第59号）に基づく現状変更行為許可等に関すること。 ⑷　伝統的建造物群保存審議会に関すること。 ⑸　埋蔵文化財調査センターとの連絡調整に関すること。 ⑹　課の一般庶務に関すること。

第３条第１項市民部の表スポーツ課管理係の項第１号中「社会体育（スポーツ、レクリエーション及び野外活動をいう。以下同じ。）」を「スポーツ」に改め、同課振興係の項第２号中「社会体育」を「スポーツ」に改め、同係の項第３号中「社会体育団体」を「スポーツに関する団体」に改め、同係の項第４号及び第６号中「社会体育」を「スポーツ」に改め、同表戸籍住民課庶務係の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第14号までを１号ずつ繰り上げ、同条第１項福祉子ども部の表中「福祉子ども部」を「福祉部」に改め、同表福祉政策課福祉政策係の項第12号中「課」の次に「、コロナ対策支援給付金室」を加え、同表福祉指導監査課法人・施設係の項第３号中「設立認可、定款変更認可等」を「設立の認可、定款の変更の認可等」に改め、同係の項中第７号を第９号とし、第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第４号の次に次の２号を加える。
⑸　社会福祉連携推進法人の指導監査に関すること。
⑹　社会福祉連携推進法人の認定、定款の変更の認可等に関すること。
第３条第１項福祉部の表生活福祉課保護第４係の項の次に次のように加える。

保護第５係	⑴　生活保護法による措置に関すること。 ⑵　中国残留邦人等の生活支援に関すること。 ⑶　生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。 ⑷　生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関すること。 ⑸　生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者一時生活支援事業に関すること。

第３条第１項福祉部の表子育て政策課の項中「子育て政策課」を「子ども・若者政策課」に改め、同課政策係の項第３号を次のように改める。
⑶　市立認定子ども園の設置に係る企画及び調整に関すること（幼保連携推進室の分掌事務に属するものを除く。）。
第３条第１項福祉部の表子ども・若者政策課政策係の項第10号中「課」の次に「、幼保連携推進室」を加え、同号を同係の項第11号とし、同係の項第９号の次に次の１号を加える。
⑽　子ども未来局内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。
第３条第１項福祉部の表子ども・若者政策課施設係の項の次に次のように加える。

青少年係	⑴　青少年施策の総合企画及び推進に関すること。 ⑵　青少年施策の調査及び研究に関すること。 ⑶　青少年対策本部に関すること。 ⑷　青少年施策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 ⑸　その他青少年施策について必要な事項に関すること。

第３条第１項福祉部の表保育幼稚園課利用者支援係の項第７号を削り、同課認可・給付係の項に次の１号を加

える。

⑼　課の一般庶務に関すること。

第３条第１項健康保健部の表保険年金課高齢者医療係の項第１号中「資格」の次に「に係る届出の受付」を加え、同係の項第２号中「給付」を「被保険者証の引渡し及び返還の受付」に改め、同係の項第３号を次のように改める。

⑶　後期高齢者医療の被保険者資格証明書の引渡しに関すること。

第３条第１項産業観光部の表商工労働政策課の項第22号中「及び旧まちなか交流館」を削り、同表観光振興課の項第９号中「及びおごと温泉観光公園」を「、おごと温泉観光公園及び大津港サイクルステーション」に改め、同表農林水産課林業・水産係の項第12号中「指定管理者による管理」を「管理運営」に改め、同条第１項環境部の表環境政策課の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号から第22号までを２号ずつ繰り上げ、第23号を削り、第24号を第21号とし、第25号を第22号とし、第26号を第23号とし、第27号を削り、第28号を第24号とし、第29号から第35号までを４号ずつ繰り上げ、同表廃棄物減量推進課リサイクル推進係の項中「リサイクル推進係」を「３Ｒ推進係」に改め、同課収集係の項を削り、同表産業廃棄物対策課の項中第７号を第11号とし、第６号の次に次の４号を加える。

⑺　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物の不法投棄その他の不適正処理の防止及び是正措置に関すること。

⑻　大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成26年条例第11号)に基づく土砂等による埋立て等の規制に関すること。

⑼　大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成７年条例第３号)に基づく放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関すること。

⑽　放置自動車廃物判定審査会に関すること。

第３条第１項環境部の表不法投棄対策課の項を削り、同条第１項都市計画部の表都市計画課の項第４号中「大規模開発」を「大規模開発等」に改め、同課の項中第７号を削り、第８号を第７号とし、同課の項第９号中「及び区域区分、地域地区の計画決定並びに」を「、計画決定及び」に改め、同号を同課の項第８号とし、同課の項中第10号を第９号とし、第11号を第10号とし、同課の項第12号中「多極分散型国土形成促進法」を「、多極分散型国土形成促進法」に改め、同号を同課の項第11号とし、同課の項中第13号を第12号とし、同課の項第14号中「地区計画推進事業」を「地区計画等」に改め、同号を同課の項第13号とし、同課の項中第15号を第14号とし、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号から第24号までを２号ずつ繰り上げ、第25号を削り、第26号を第23号とし、第27号から第34号までを３号ずつ繰り上げ、同表市街地整備課の項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号から第８号までを１号ずつ繰り上げ、第９号を削り、第10号を第８号とし、第11号を第９号とし、第12号を第10号とし、同表公園緑地課企画係の項第１号中「児童遊園地」の次に「（以下公園緑地課の項において「都市公園等」という。）」を加え、同係の項第２号中「都市公園、緑地及び児童遊園地」を「都市公園等」に改め、同課管理係の項を次のように改める。

管理第１係	⑴　都市公園及び緑地の管理運営に関すること。 ⑵　都市公園台帳の整備に関すること。 ⑶　都市公園の指定管理者による管理に関すること。 ⑷　自然保護に関すること。 ⑸　自然環境の保全と増進に係る総合企画及び調整に関すること。 ⑹　公益財団法人大津市公園緑地協会との連絡調整に関すること。
管理第２係	⑴　児童遊園地の管理運営に関すること。 ⑵　供用開始前の公園及び緑地の維持及び管理運営に関すること。 ⑶　緑化施策の推進に関すること。 ⑷　公益財団法人大津市公園緑地協会との連絡調整に関すること。

第３条第１項都市計画部の表公園緑地課建設係の項第２号中「公園緑地事業の」を「都市公園等の事業に係る」に改め、同係の項第３号中「公園緑地」を「都市公園等」に改め、同表住宅課住宅政策係の項中第７号を第９号とし、第６号を第７号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑻　行政財産の使用許可に関すること。

第３条第１項都市計画部の表住宅課住宅政策係の項第５号の次に次の１号を加える。

⑹　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく事務に関すること。

第３条第１項都市計画部の表住宅課管理係の項第７号を削り、同条第１項建設部の表地域交通政策課の項中第７号及び第８号を削り、第９号を第７号とし、第10号から第21号までを削り、第22号を第８号とし、同課の項の前に次のように加える。

建設監理課	⑴　土木積算システムの保守、管理及び運用に関すること。 ⑵　建設情報の標準化及び電子納品に関すること。 ⑶　建設監理に関すること。 ⑷　滋賀県土木交通部発行の土木工事標準積算基準書図書の管理に関すること。 ⑸　公共基準点及び街区基準点の管理に関すること。 ⑹　自転車駐車場の整備及び管理に関すること。 ⑺　放置自転車等の対策に関すること。 ⑻　駐車場事業に関すること。 ⑼　公共駐車場の指定管理者による管理に関すること。 ⑽　県営工事負担金に関すること。 ⑾　国土交通省所管建設事業等実績調査に関すること。 ⑿　滋賀県建設業協会との連絡調整に関すること。 ⒀　部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。 ⒁　公印の保管に関すること。 ⒂　課の一般庶務に関すること。

第３条第１項建設部の表広域事業課の項を削り、同表路政課審査係の項に次の１号を加える。

⑻　河川台帳の整備保管に関すること。

第３条第１項建設部の表路政課用地係の項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法第40条の規定による土地の帰属に関すること。

第３条第１項建設部の表路政課路政係の項中第３号を削り、第４号を第３号とし、同係の項第５号中「こと」の次に「（用地係の分掌事務に属するものを除く。）」を加え、同号を同係の項第４号とし、同係の項中第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、同表建築課建築第２係の項第２号中「課」の次に「及び設備室」を加え、同課機械設備係の項及び電気設備係の項を削り、同条第２項中「第２条第２項」を「第２条第３項」に改め、同項の表保健総務課企画総務係の項中「企画総務係」を「総務係」に改め、同係の項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第11号までを１号ずつ繰り上げ、同係の項第12号中「課」の次に「、地域保健推進室」を加え、同号を同係の項第11号とし、同表健康推進課管理係の項中第２号を削り、第１号を第２号とし、同係の項に第１号として次のように加える。

⑴　健康増進に係る保健施策の総括に関すること。

第３条第２項の表健康推進課管理係の項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、同課健康支援係の項第６号を次のように改める。

⑹　健康教育及び健康相談（乳幼児に関するものを除く。）に関すること。

第３条第２項の表健康推進課健康支援係の項第７号中「並びに歯周病検診及び」を「及び乳幼児歯科健診並びに」に改め、同係の項第８号中「健康増進法」の次に「（平成14年法律第103号）」を加え、「防止に関する啓発」を「防止対策の推進」に改め、同係の項に次の３号を加える。

⑼　歯科保健（乳幼児に関するものを除く。）に関すること。

⑽　食育の推進及び普及に関すること。

⑾　健康推進関係団体への支援に関すること。

第３条第２項の表健康推進課乳幼児健診係の項を次のように改める。

乳幼児保健係	⑴　母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。）に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。 ⑵　母子保健事業（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。）の実施に関すること。 ⑶　乳幼児の健康教育及び健康相談に関すること。

第３条第２項の表健康推進課母性保健係の項中「母性保健係」を「母子保健係」に改め、同係の項第１号中「母子保健施策」を「母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。）に係る施策」に改め、同係の項第２号中「乳幼児健康診査」の次に「、乳幼児歯科健診」を、「除く。）」の次に「の実施」を加え、同課成人検診係の項中「成人検診係」を「がん対策推進係」に改め、同条第３項中「第２条第３項」を「第２条第４項」に改め、同項の表中コロナ対策支援給付金室の項及び施設管理室の項を削り、いじめ対策推進室の項の次に次のように加える。

個別避難計画作成推進室	⑴　災害対策基本法の規定による個別避難計画の作成の統括に関すること。 ⑵　災害対策基本法の規定による個別避難計画情報の提供に関すること。

第３条第３項の表職員支援室の項の次に次のように加える。

事務サポートセンター準備室	⑴　本市の機関における障害者雇用に関すること。 ⑵　障害者の職場体験の受入れに関すること。 ⑶　障害者雇用促進本部に関すること。

第３条第３項の表協働のまちづくり推進室の項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　市民公益活動の促進に関すること。

第３条第３項の表協働のまちづくり推進室の項に次の１号を加える。

⑺　市民活動センターの指定管理者による管理に関すること。

第３条第３項の表カード交付推進室の項の次に次のように加える。

コロナ対策支援給付金室	⑴　新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関すること。 ⑵　子育て世帯及び市町村民税非課税世帯に対する臨時特別給付に関すること。
幼保連携推進室	⑴　市立認定こども園の設置の推進に関すること。 ⑵　市立認定こども園の設置に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

第３条第３項の表空家対策推進室の項の次に次のように加える。

広域事業室	⑴　新名神高速道路の建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 ⑵　その他国・県の広域的道路事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。 ⑶　大戸川ダム対策本部に関すること。 ⑷　大戸川ダム建設、大津放水路建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 ⑸　その他国・県の広域的河川事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。 ⑹　室の一般庶務に関すること。

第３条第３項の表堅田内湖対策室の項の次に次のように加える。

設備室	⑴　市有建物の建設工事及び営繕工事に係る機械設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。 ⑵　市有建物の建設工事及び営繕工事に係る電気設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
地域保健推進室	⑴　地域保健に係る施策の総合的な企画、調査及び研究に関すること。 ⑵　地域保健事業の実施に関すること（すこやか相談所の分掌事務に属するものを除く。）。 ⑶　大津市保健医療基本計画及び健康おおつ21に関すること。

第３条第４項中「第２条第４項」を「第２条第５項」に改め、同項の表消費生活センターの項の次に次のように加える。

環境美化センター	処理係	⑴　ごみの処分（最終処分を除く。）に関すること。 ⑵　ごみ処理施設の民間事業者による管理運営及びそのモニタリングに関すること。

		⑶ 環境美化センターの施設に係る周辺環境調査に関すること。 ⑷ 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 ⑸ ごみの処分に係る調査統計に関すること。 ⑹ ごみ処理施設の運営に係る地域との協議調整に関すること。 ⑺ 環境美化センターの一般庶務に関すること。
	処分場係	⑴ 最終処分場の維持管理に関すること。 ⑵ 最終処分場の施設に係る周辺環境調査に関すること。 ⑶ 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
北部クリーンセンター	業務係	⑴ 臨時ごみの収集、運搬及び配車計画に関すること。 ⑵ 収集車両の管理に関すること。 ⑶ 美化パトロール並びに散在性ごみ及び不法投棄ごみの回収に関すること。 ⑷ 犬、猫等の死体の収集及び運搬に関すること。 ⑸ 廃棄物処理に係る委託及び資源物の売却に関すること。 ⑹ 北部クリーンセンターの一般庶務に関すること。
	処理係	⑴ ごみの処分（最終処分を除く。）に関すること。 ⑵ ごみ処理施設の民間事業者による管理運営及びそのモニタリングに関すること。 ⑶ ごみ処理施設及び付属諸施設の維持管理に関すること。 ⑷ 北部クリーンセンターの施設に係る周辺環境調査に関すること。 ⑸ 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 ⑹ ごみの処分に係る調査統計に関すること。 ⑺ ごみ処理施設運営に係る地域との協議調整に関すること。
	処分場係	⑴ ごみの最終処分に関すること。 ⑵ 最終処分場の維持管理に関すること。 ⑶ 最終処分場の施設に係る周辺環境調査に関すること。 ⑷ 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
衛生プラント		⑴ し尿等の処理に関すること。 ⑵ し尿等の処理業務に係る水質検査及び調査統計に関すること。 ⑶ し尿処理施設の維持管理及び電気、機械設備等の保安に関すること。 ⑷ し尿等の処理業務に係る調査研究及び改善に関すること。 ⑸ し尿処理施設の運営に係る地域との協議調整に関すること。 ⑹ 衛生プラントの一般庶務に関すること。

第３条第４項の表瀬田地域包括支援センターの項の次に次のように加える。

和邇すこやか相談所	⑴ 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること（小松、木戸、和邇及び小野地域に限る。次号及び第３号において同じ。）。 ⑵ 地域保健事業の実施に関すること。 ⑶ 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
堅田すこやか相談所	⑴ 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること（葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木及び仰木の里地域に限る。次号及び第３号において同じ。）。 ⑵ 地域保健事業の実施に関すること。 ⑶ 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
比叡すこやか相談所	⑴ 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること（雄琴、坂本、日吉台、下阪本及び唐崎地域に限る。次号及び第３号において同じ。）。 ⑵ 地域保健事業の実施に関すること。

	⑶　地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
中すこやか相談所	⑴　地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること（滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂及び中央地域に限る。次号及び第３号において同じ。）。 ⑵　地域保健事業の実施に関すること。 ⑶　地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
膳所すこやか相談所	⑴　地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること（平野、膳所、富士見及び晴嵐地域に限る。次号及び第３号において同じ。）。 ⑵　地域保健事業の実施に関すること。 ⑶　地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
南すこやか相談所	⑴　地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること（石山、南郷、田上及び大石地域に限る。次号及び第３号において同じ。）。 ⑵　地域保健事業の実施に関すること。 ⑶　地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
瀬田すこやか相談所	⑴　地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること（瀬田、瀬田北、瀬田南、瀬田東及び上田上地域に限る。次号及び第３号において同じ。）。 ⑵　地域保健事業の実施に関すること。 ⑶　地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

第３条第４項の表動物愛護センターの項から衛生プラントの項までを次のように改める。

動物愛護センター	⑴　動物の愛護及び管理に関すること。 ⑵　第１種動物取扱業の登録に関すること。 ⑶　特定動物の飼養許可に関すること。 ⑷　動物の飼養又は収容のための施設に関すること。 ⑸　狂犬病の予防に関すること。 ⑹　飼い犬の登録に関すること。 ⑺　滋賀県動物保護管理センターとの連絡調整に関すること。 ⑻　防疫に係る消毒に関すること。 ⑼　公印の保管に関すること。 ⑽　動物愛護センターの庶務に関すること。

第３条第５項中「第２条第５項」を「第２条第６項」に改め、同条第６項中「第２条第６項」を「第２条第７項」に改め、同条第８項中「第２条第７項」を「第２条第８項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、公布の日から施行する。

（大津市福祉事務所処務規則の一部改正）

第２条　大津市福祉事務所処務規則（昭和56年規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「福祉子ども部次長」を「福祉部次長」に改める。

第３条中「福祉子ども部福祉政策課」を「福祉部福祉政策課」に、「子ども家庭課」を「同部子ども未来局子ども家庭課」に改める。

（大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部改正）

第３条　大津市大戸川ダム対策本部設置規則（昭和61年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第６条中「建設部広域事業課」を「建設部建設監理課広域事業室」に改める。

「　「

別表第１中

自治協働課長

」を

自治協働課長
文化財保護課長

」に改める。

別表第２教育委員会の項を削る。

（大津市人権啓発推進本部設置規則の一部改正）

第４条　大津市人権啓発推進本部設置規則（平成４年規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

福祉子ども部	福祉子ども部長

」を「

福祉部	福祉部長

」に改める。

（大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正）

第５条　大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成７年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第13条中「環境部不法投棄対策課」を「環境部産業廃棄物対策課」に改める。

（大津市母子生活支援施設における保護の実施に関する規則の一部改正）

第６条　大津市母子生活支援施設における保護の実施に関する規則（平成10年規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第１号（表）中「大津市役所福祉子ども部子ども家庭課」を「大津市役所福祉部子ども未来局子ども家庭課」に改める。

（大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び大津市手話施策推進協議会の運営に関する規則の一部改正）

第７条　次に掲げる規則の規定中「福祉子ども部障害福祉課」を「福祉部障害福祉課」に改める。

⑴　大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第54号）第８条第２項及び第９条

⑵　大津市手話施策推進協議会の運営に関する規則（平成30年規則第87号）第４条

（大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部改正）

第８条　大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

福祉子ども部	福祉子ども部次長

」を「

福祉部	福祉部次長

」に改める。

別表第２中「

福祉子ども部	福祉子ども部長

」を「

福祉部	福祉部長

」に改める。

」

（大津市湖都文化推進審議会規則の一部改正）

第９条　大津市湖都文化推進審議会規則（平成24年規則第128号）の一部を次のように改正する。

第７条中「市民部文化・青少年課」を「市民部文化振興課」に改める。

（大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部改正）

第10条　大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則（平成27年規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

福祉子ども部	福祉子ども部長	福祉子ども部次長	

」を「

福祉部	福祉部長	福祉部次長	

」に改める。

（大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則の一部改正）

第11条　大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則（平成27年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第９条中「福祉子ども部障害福祉課及び保育幼稚園課」を「福祉部障害福祉課及び同部子ども未来局保育幼稚園課」に改める。

（大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則及び大津市行政改革推進本部設置規則の一部改正）

第12条　次に掲げる規則の規定中「福祉子ども部長」を「福祉部長」に改める。

⑴　大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則（平成27年規則第60号）第３条第４項

⑵　大津市行政改革推進本部設置規則（平成28年規則第65号）第３条第４項

（大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正）

第13条　大津市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第１号（表）中「大津市福祉子ども部子ども家庭課」を「大津市福祉部子ども未来局子ども家庭課」に改める。

大津市福祉有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第30号

大津市福祉有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市福祉有償運送運営協議会規則(平成24年規則第131号)の一部を次のように改正する。

第５条に次の２項を加える。

４　前２項の規定にかかわらず、協議会は、委員全員の一致によりあらかじめ指定する軽微な事項については、書面により決議することができる。

５　前項の規定による決議は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市メディカルコントロール協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第31号

大津市メディカルコントロール協議会規則の一部を改正する規則

大津市メディカルコントロール協議会規則（平成24年規則第147号）の一部を次のように改正する。

第７条中「消防局警防課」を「消防局警防課救急高度化推進室」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第32号

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

大津市副市長事務分担規則（令和２年規則第88号）の一部を次のように改正する。

第２条杉江副市長の項第４号中「福祉子ども部」を「福祉部」に改め、同項中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第12号までを１号ずつ繰り上げ、同条清水副市長の項中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　環境部に属する事務

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第33号

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則

大津市男女共同参画推進委員会設置規則（平成27年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「者に」を「者（当該職にある者が２人以上いるときは、それらの者のうちの１人とする。）に」に改める。

別表第１福祉こども部の項を次のように改める。

福祉部	福祉部次長

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市障害者雇用促進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第34号

大津市障害者雇用促進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市障害者雇用促進本部設置規則（令和２年規則第114号）の一部を次のように改正する。

第３条第５項中「福祉子ども部次長」を「福祉部次長」に、「者に」を「者（これらの職にある者が２人以上いるときは、それらの者のうちの１人とする。）に」に改める。

第６条中「総務部人事課」を「総務部人事課事務サポートセンター準備室」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第35号

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市職員協働推進本部設置規則（平成23年規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

福祉子ども部	福祉子ども部次長

」を「

福祉部	
	福祉部次長

」に、「地域交通政策課長補佐」を「建設監理課長補佐」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第36号

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則

大津市青少年対策本部設置規則（平成13年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「市民部長」を「福祉部長」に改める。

第４条第１項中「統轄」を「統括」に改め、同条第３項中「市民部長」を「福祉部長」に改める。

第６条中「市民部文化・青少年課」を「福祉部子ども未来局子ども・若者政策課」に改める。

別表第１市民部の項及び福祉子ども部の項を次のように改める。

市民部	市民部長	自治協働課長 スポーツ課長 文化振興課長
福祉部	子ども未来局長	福祉政策課長 障害福祉課長

別表第２中「教育相談センター所長」を「教育支援センター所長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第37号

大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則（平成30年規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第１福祉子ども部の項を次のように改める。

福祉部	福祉部長	福祉政策課長

別表第１建設部の項中「地域交通政策課長」を「建設監理課長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第38号

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習推進本部設置規則（平成元年規則第38号）の一部を次のように改正する。
別表第１福祉子ども部の項を次のように改める。

福祉部	福祉部次長	福祉政策課長補佐

別表第１建設部の項中「地域交通政策課長補佐」を「建設監理課長補佐」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和４年４月１日
大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第39号

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則（平成10年規則第24号）の一部を次のように改正する。
本則中第12号を第14号とし、第７号から第11号までを２号ずつ繰り下げ、第６号を第７号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑻　大津市埋蔵文化財調査センター条例（平成７年条例第38号）第４条第１項に規定する出土した文化財及び埋蔵文化財に関する資料の熟覧等の許可、同条例第５条に規定する使用料の減免の決定並びに同条例第６条に規定する使用料の返還の決定に関する事務　埋蔵文化財調査センター所長

本則中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　大津市歴史博物館条例（平成２年条例第１号）第５条第１項に規定する博物館資料の特別利用の許可、同条例第６条第１項に規定する企画展示室の使用の許可、同条例第７条に規定する観覧料及び使用料の減免の決定並びに同条例第８条に規定する観覧料及び使用料の返還の決定に関する事務　歴史博物館長

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。
令和４年４月１日
大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第40号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。
別表第１職印の表滋賀県大津市長之印の項中「地域交通政策課長」を「建設監理課長」に改め、別表第１職印の表大津市福祉子ども部長之印の項中「大津市福祉子ども部長之印」を「大津市福祉部長之印」に、「福祉子ども部長名」を「福祉部長名」に改め、別表第１職印の表大津市建設部長之印の項中「地域交通政策課長」を「建設監理課長」に改め、別表第１職印の表大津市男女共同参画センター所長之印の項の次に次のように加える。

大津市歴史博物館長之印	22の２	34の２	てん書	方18	1	歴史博物館の使用許可書その他の歴史博物館長名をもって発する文書用	歴史博物館長

別表第１職印の表大津市滋賀里交流センター所長之印の項中「22の２」を「22の３」に、「34の２」を「34の３」に改め、別表第１職印の表大津市和邇コミュニティセンター所長之印の項中「22の３」を「22の４」に、「34の３」を「34の４」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市小野コミュニティセンター所長之印	22の５	34の５	てん書	方21	1	小野コミュニティセンターの使用許可書その他の小野コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	小野コミュニティセンター所長

別表第１職印の表大津市葛川コミュニティセンター所長之印の項中「22の４」を「22の６」に、「34の４」を

「34の６」に改め、別表第１職印の表大津市伊香立コミュニティセンター所長之印の項中「22の５」を「22の７」に、「34の５」を「34の７」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市仰木コミュニティセンター所長之印	22の８	34の８	てん書	方21	1	仰木コミュニティセンターの使用許可書その他の仰木コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	仰木コミュニティセンター所長

別表第１職印の表大津市坂本コミュニティセンター所長之印の項中「22の６」を「22の９」に、「34の６」を「34の９」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市滋賀コミュニティセンター所長之印	22の10	34の10	てん書	方21	1	滋賀コミュニティセンターの使用許可書その他の滋賀コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	滋賀コミュニティセンター所長

別表第１職印の表大津市山中比叡平コミュニティセンター所長之印の項中「22の７」を「22の11」に、「34の７」を「34の11」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市藤尾コミュニティセンター所長之印	22の12	34の12	てん書	方21	1	藤尾コミュニティセンターの使用許可書その他の藤尾コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	藤尾コミュニティセンター所長

別表第１職印の表大津市長等コミュニティセンター所長之印の項中「22の８」を「22の13」に、「34の８」を「34の13」に改め、別表第１職印の表大津市平野コミュニティセンター所長之印の項中「22の９」を「22の14」に、「34の９」を「34の14」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市富士見コミュニティセンター所長之印	22の15	34の15	てん書	方21	1	富士見コミュニティセンターの使用許可書その他の富士見コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	富士見コミュニティセンター所長
大津市晴嵐コミュニティセンター所長之印	22の16	34の16	てん書	方21	1	晴嵐コミュニティセンターの使用許可書その他の晴嵐コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	晴嵐コミュニティセンター所長

別表第１職印の表大津市大石コミュニティセンター所長之印の項中「22の10」を「22の17」に、「34の10」を「34の17」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市小野コミュニティセンター分館所長之印	22の18	34の18	てん書	方21	1	小野コミュニティセンター分館の使用許可書その他の小野コミュニティセンター分館所長名をもって発する文書用	小野コミュニティセンター分館所長

別表第１職印の表大津市仰木太鼓会館長之印の項の次に次のように加える。

大津市埋蔵文化財調査センター所長之印	25の２	37の２	てん書	方21	1	埋蔵文化財調査センター所長名をもって発する文書用	埋蔵文化財調査センター所長

別表第１職印の表大津市和邇市民体育館長之印の項中「25の２」を「25の３」に、「37の２」を「37の３」に改め、別表第１職印の表大津市坂本市民体育館長之印の項中「25の３」を「25の４」に、「37の３」を「37の４」に改め、別表第１職印の表大津市田上市民体育館長之印の項中「25の４」を「25の５」に、「37の４」を「37の５」に改め、別表第１職印の表大津市石山市民体育館長之印の項中「25の５」を「25の６」に、「37の５」を「37の６」に改める。

別表第２職印の項第16号を次のように改める。

⒃

大　津　市 福　祉　部 長　之　印

別表第２職印の項中第22号の10を第22号の17とし、第22号の９を第22号の14とし、同号の次に次の２号を加える。

（22の15）

大　津　市 富士見コミュ ニティセンター 所 長 之 印

（22の16）

大　津　市 晴 嵐 コ ミ ュ ニティセンター 所 長 之 印

別表第２職印の項中第22号の８を第22号の13とし、第22号の７を第22号の11とし、同号の次に次の１号を加える。

（22の12）

大　津　市 藤 尾 コ ミ ュ ニティセンター 所 長 之 印

別表第２職印の項中第22号の６を第22号の９とし、同号の次に次の１号を加える。

（22の10）

大　津　市 滋 賀 コ ミ ュ ニティセンター 所 長 之 印

別表第２職印の項中第22号の５を第22号の７とし、同号の次に次の１号を加える。

（22の８）

大　津　市 仰 木 コ ミ ュ ニティセンター 所 長 之 印

別表第２職印の項中第22号の４を第22号の６とし、第22号の３を第22号の４とし、同号の次に次の１号を加える。

（22の５）

大　津　市 小 野 コ ミ ュ ニティセンター 所 長 之 印

別表第２職印の項中第22号の２を第22号の３とし、第22号の次に次の１号を加える。

（22の２）

大　津　市 歴 史 博 物 館 長 之 印

別表第２職印の項第22号の17の次に次の１号を加える。

（22の18）

大　津　市 小野コミュ ニティセンター 分館所長之印

別表第２職印の項中第25号の５を第25号の６とし、第25号の４を第25号の５とし、第25号の３を第25号の４とし、第25号の２を第25号の３とし、第25号の次に次の１号を加える。

（25の２）

大津市埋蔵文 化財調査セン ター所長之印

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第41号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表次長の項の次に次のように加える。

局長	子ども未来局	子ども未来局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第２条第１項の表管理監の項、子育て推進監の項及び生活安全調整監の項を削り、同条第２項の表管理監の項を削り、同条第３項の表所長の項中「滋賀里交流センター」の次に「、埋蔵文化財調査センター」を加え、同表館長の項中「田上市民体育館」の次に「、歴史博物館」を加え、同表中

「

保育所	
やまびこ総合支援センター	担当事務を処理する。
し、担当職員があるときは、これを指揮監督	

」を「

保育所	

」に改め、同表副所長の項中「子育て総合支援センター」を「子ども発達相談センター」に改め、同項の次に次のように加える。

副館長	歴史博物館	館長を補佐し、担当事務があるときは、これを処理する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第42号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第１第１項の表４級の項中「、館長(小野児童館長及び堅田児童館長に限る。)」及び「及び北部子ども療育センター所長」を削り、別表第１第１項の表６級の項中「市民相談室長」を「イノベーション戦略室長、事務サポートセンター準備室長、市民相談室長、幼保連携推進室長、事業所・施設整備室長」に改め、「専門員」の次に「（建設監理課専門員に限る。）」を加え、「南ふれあいセンター所長」を「子育て総合支援センター所長、比叡ふれあいセンター所長、中ふれあいセンター所長、北部子ども療育センター所長」に改め、「、北部クリーンセンター所長」を削り、「、次長」を「、館長（和邇図書館長に限る。）、次長」に改め、「、場長(７級に掲げられた場長を除く。)」及び「、副場長」を削り、別表第１第１項の表７級の項中「保育指導監」の次に「、専門員（６級に掲げられた専門員を除く。）」を加え、「、堅田支所長及び長等支所長」を「及び小野支所長」に改め、「、館長(和邇図書館長に限る。)」を削り、別表第１第１項の表８級の項中「デジタル推進監」を「局長、デジタル推進監」に改め、「、子育て推進監」を削り、「管理監」の次に「、教育部次長」を加え、「４級及び７級」を「６級」に改め、別表第１第２項アの表４級の項の前に次のように加える。

３級	参事の職務

別表第１第２項イの表６級の項中「専門員」の次に「及び副参事」を加え、別表第１第２項ウの表５級の項中「堅田地域包括支援センター所長及び」を「和邇地域包括支援センター所長、」に、「に限る。)」を「及び中地域包括支援センター所長に限る。)、室次長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第43号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和２年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第１イの表２種の項中「介護福祉士」を「社会福祉士、介護福祉士」に改め、別表第１イの表４種の項中「地域型保育支援員」の次に「、家庭児童相談マネージャー」を加え、別表第１カの表２種の項中「及び介護認定調査員」を「、介護認定調査員及び精神保健早期介入支援員」に改め、別表第１キの表２種の項中「及び小中学校養護教諭」を「、小中学校養護教諭及び食育指導専門員」に改め、別表第１キの表３種の項中「教育相談員、不登校対策指導員、適応指導教室指導員、特別支援教育指導員」を「教育支援員」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第44号

大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則（令和２年規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第１に備考として次のように加える。

備考　市立保育所に勤務する用務員（調理補助の業務に従事する者に限る。）のうち、上司の命を受けて調理責任者と同等の業務と市長が認めるものに従事する者の給料月額は、この表の額に3,000円を加算した額とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第45号

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則（昭和59年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第１号中「通用期間が支給単位期間（条例第10条第５項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア　イに掲げる場合以外の場合　通用期間を支給単位期間（条例第10条第５項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ　使用する定期券の通用期間が６箇月を超える場合　市長の定める額

第12条の２第２項第１号を次のように改める。

⑴　１箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第１項第１号に掲げる職員にあっては、１箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第２項第２号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　イに掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に１箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ　使用している定期券に通用期間が６箇月を超えるものがある場合　市長の定める額

第12条の２第２項第２号ア中「イ」の次に「及びウ」を加え、同号イ中「場合」の次に「（ウに掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ　前号イに掲げる場合に該当する場合　市長の定める額

第12条の３第１項第１号中「当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち６箇月を超えない範囲内で最も長いもの（次項第２号において「最長定期券の期間」という。）に相当する」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ア　イに掲げる場合以外の場合　交通機関等における定期券の通用期間のうち最も長いものに相当する期間

イ　使用する定期券の通用期間が６箇月を超える場合　市長の定める期間

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際に６箇月を超える通用期間である通勤定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、第12条第２項、第12条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）及び第12条の４第１項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第46号

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則

大津市公有財産等管理規則（昭和63年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第２条第８号中「及び第２項」を「及び第３項」に、「同条第３項」を「同条第４項」に、「同条第４項」を「同条第５項」に、「同条第６項」を「同条第７項に規定する管理課、同条第８項」に、「その他機関」を「その他の機関」に改める。

第38条の２中「前条」を「前２条」に改め、同条を第38条の３とし、第38条の次に次の１条を加える。

第38条の２　前条第１項及び第２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の普通財産である土地及び建物の賃貸料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第１項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの付属施設を設けるために使用する場合　電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第１に定める額

⑵　前号に掲げる場合を除くほか、電柱、電線、地下埋設管、看板その他これらに類するものを設けるために使用する場合　大津市道路占用料条例（昭和28年条例第５号）別表に定める額

２　前条第４項の規定にかかわらず、前項の規定による賃貸料の算定については、大津市道路占用料条例第５条第１項の規定を準用する。

第46条第３項中「第38条の２」を「第38条の３」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第47号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則（平成９年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「及び第２項」を「及び第３項」に、「同条第３項」を「同条第４項」に、「同条第４項」を「同条第５項」に、「同条第５項」を「同条第６項」に、「並びに同条第６項」を「、同条第７項に定める管理課並びに同条第８項」に、「定める分室」を「掲げる分室」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第48号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成26年規則第98号）の一部を次のように改正する。

第５条中第23号を第24号とし、第18号から第22号までを１号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の１号を加える。

⒅　農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第８条第１項の許可を受けて行う行為

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第49号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第54号）の一部

を次のように改正する。
第13条第１項第２号を次のように改める。
⑵　心身障害者入浴サービス事業
第13条第２項第４号を次のように改める。
⑷　心身障害者入浴サービス事業
ア　心身障害者訪問入浴サービス事業　１回当たり500円
イ　心身障害者施設入浴サービス事業　１回当たり1,000円。ただし、当該事業を利用するに当たり送迎支援を利用する場合にあっては、当該額に送迎支援の片道１回当たり100円を加えた額とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和４年４月１日
大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第50号

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則（平成24年規則第63号）の一部を次のように改正する。
第２条第２項第１号の表やまびこ相談支援事業所の項中「やまびこ相談支援事業所」の次に「及び生活支援センター」を加え、同表生活支援センターの項を削り、同表ひまわりはうすの項中「第４条第２項第１号ア㈬及び㈭、同項第３号並びに第４号」を「第４条第２項第１号ア及び同項第２号から第５号まで」に改める。
第４条第１項各号列記以外の部分を次のように改める。
事業所（ひまわりはうすを除く。）の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、休所し、又は休所日を変更することができる。
第４条第２項を次のように改める。
２　事業所（ひまわりはうすに限る。）は、市長が特に必要があると認めるときに限り、臨時に休所することができる。
第４条第３項を削る。
第５条を次のように改める。
（開所時間）
第５条　事業所の開所時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市中小企業金融審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。
令和４年４月１日
大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第51号

大津市中小企業金融審査委員会規則の一部を改正する規則

大津市中小企業金融審査委員会規則（平成25年規則第21号）の一部を次のように改正する。
第３条第１項中「１年」を「２年」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。
令和４年４月１日
大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第52号

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市環境施策推進本部設置規則（平成９年規則第81号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２号及び第３号を削り、第４号を第２号とする。

第３条第１項第６号及び第７号を削り、同条第７項から第９項までを削る。

第４条第１項中「、幹事及び率先実行計画推進責任者」を「及び幹事」に改め、同条第４項中「及び第６項」及び「及び率先実行計画推進責任者」を削り、同条第６項及び第７項を削る。

第６条第１項ただし書を削る。

第７条第１項中「（第２条第３号に規定する事項を除く。）」を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

部局	本部員	幹事
政策調整部	部長	企画調整課長
総務部	部長	総務課長
		危機・防災対策課長
		財政課長
		行政改革推進課長
		管財課長
		契約検査課長
市民部	部長	自治協働課長
		スポーツ課長
福祉部	部長	福祉政策課長
		子ども未来局子ども・若者政策課長
		子ども未来局幼保支援課長
		子ども未来局児童クラブ課長
健康保険部	部長	長寿政策課長
		保健所衛生課長
健康保険部	部長	長寿政策課長
		保健所衛生課長
産業観光部	部長	商工労働政策課長
		観光振興課長
		農林水産課長
		田園づくり振興課長
		公設地方卸売市場管理課長
環境部		環境政策課長
		廃棄物減量推進課長
		産業廃棄物対策課長
		施設整備課長

		環境美化センター所長
		北部クリーンセンター所長
都市計画部	部長	都市計画課長
		市街地整備課長
		公園緑地課長
		空家対策推進室長
		開発調整課長
		建築指導課長
建設部	部長	建設監理課長
		地域交通政策課長
		道路建設課長
		建築課長
出納室	室長	次長

別表第２企業局の項中

「

下水道整備課長
お客様設備課長

」

を

「

水道ガス整備課長
下水道整備課長
お客様設備課長
浄水施設課長
下水道施設課長
水再生センター所長

」

に改め、同表教育委員会の項中

「

生涯学習課長

」

を

「

学校給食課長
生涯学習課長
教育センター所長

」

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第53号

大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

大津市都市計画法施行細則（平成13年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第３条中「次条」の次に「に定める都市計画の決定等の提案に関するもの、第４条」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（都市計画の決定等の提案）

第３条の２　都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の４第１項に規定する提案書は、計画提案書（様式第10号の２）によるものとし、同項各号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

⑴　当該計画提案に係る都市計画（次号において「提案都市計画」という。）の位置を示した図面（縮尺25,000分の１）

⑵　提案都市計画の対象となる土地の区域（第５号及び第６号において「計画区域」という。）を示した図面（縮尺2,500分の１）

⑶　現況図（縮尺500分の１以上のもの）

⑷　計画図（縮尺500分の１以上のもの）

⑸　計画区域の土地の公図の写し

⑹　計画区域の土地の登記事項証明書又は登記事項要約書（交付後３月以内のものに限る。）

⑺　その他市長が必要と認める書類又は図面

２　省令第13条の４第１項第２号に規定する書類は、所有者等に関する同意書（様式第10号の３）によるものとし、区域内土地所有者等一覧表（様式第10号の４）を添付しなければならない。

３　省令第13条の４第１項第３号に規定する書類は、計画提案者証明書（様式第10号の５）によるものとし、次の各号に掲げる提案者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

⑴　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地方住宅供給公社定款の写し

⑵　省令第13条の３に規定する団体　次に掲げる書類

ア　省令第13条の３第１号イ又はロに掲げる団体に該当することを証する書類

イ　商業登記に係る登記事項証明書（法人でない団体にあっては、定款その他代表者又は管理人が分かる書類）

ウ　市区町村長の発行する役員（法人でない団体にあっては、代表者又は管理人）の身分証明書

エ　役員等に関する誓約書兼同意書（様式第10号の６）

４　省令第13条の４第２項に規定する書面は、事業の着手予定時期等に関する書面（様式第10号の７）によるものとする。

第５条第１項中「都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第21条第１項中「第60条」を「第60条第１項又は第２項」に改める。

様式第10号の次に次の６様式を加える。

様式第10号の２（第３条の２関係）

計画提案書

年　　月　　日

（宛先）
大津市長

住所
計画提案者
氏名
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

都市計画法第21条の２第３項の規定により、次のとおり都市計画の決定等の提案を行います。

都市計画	種類	
	名称	
	位置	
	面積	ヘクタール
提案の区分		決定　・　変更
提案の内容		
提案の理由		

（添付書類）
⑴　計画提案に係る都市計画（以下「提案都市計画」という。）の位置を示した図面（縮尺25,000分の１）
⑵　提案都市計画の対象となる土地の区域（以下「計画区域」という。）を示した図面（縮尺2,500分の１）
⑶　現況図（縮尺500分の１以上のもの）
⑷　計画図（縮尺500分の１以上のもの）
⑸　計画区域の土地の公図の写し
⑹　計画区域の土地の登記事項証明書又は登記事項要約書（交付後３月以内のものに限る。）
⑺　その他市長が必要と認める書類又は図面

様式第10号の３（第３条の２関係）

所有者等に関する同意書

年　　月　　日

計画提案者の住所及び氏名
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

様

住所
同意者
氏名　　　　　　　　　　　㊞
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

下記の対象土地について、都市計画法第21条の２第３項第２号の規定に基づき、計画提案者による都市計画の決定等の提案に同意します。

記

対象土地

権利内容	所在地及び地番

※　権利内容の欄には、土地の所有権、地上権又は賃借権のいずれかを記入してください。
※　同意者の氏名欄は、同意者が自筆により署名し、押印してください。

様式第10号の４（第３条の２関係）

区域内土地所有者等一覧表

No	土地の所在地	権利内容	土地所有者等の住所・氏名	地積（㎡）	同意状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※　計画提案に係る都市計画の対象となる全ての土地について記載してください。
※　権利内容の欄には、土地の所有権、地上権又は賃借権のいずれかを記入してください。
※　同意状況の欄には、同意している者に○、同意していない者に×を記入してください。

様式第10号の５（第３条の２関係）

計画提案者証明書

年　　月　　日

（宛先）
大津市長

住所
計画提案者
氏名
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

私は、下記のとおり、都市計画法第21条の２第３項の規定による都市計画の決定等の提案を行うことができる者であることを証します。

記

区分	添付書類
□　都市計画法第21条の２第１項に規定する土地所有者等	
□　特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人	定款の写し
□　独立行政法人都市再生機構	
□　地方住宅供給公社	定款の写し
□　都市計画法施行規則第13条の３で定める団体	⑴　都市計画法施行規則第13条の３第１号イ又はロに掲げる団体に該当することを証する書面 ⑵　商業登記に係る登記事項証明書（法人でない団体にあっては、定款その他代表者又は管理人が分かる書類） ⑶　市区町村長の発行する役員（法人でない団体にあっては、代表者又は管理者）の身分証明書 ⑷　役員等に関する誓約書兼同意書（様式第10号の６）

※　該当する区分にチェックしてください。

様式第10号の６（第３条の２関係）

役員等に関する誓約書兼同意書

私は、都市計画法施行規則第13条の３第２号ニに掲げる者に該当しないことを誓約するとともに、大津市が同号イからハまでに掲げる者に該当するか否かの調査について、関係行政機関に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることに同意します。

年　　月　　日

役　職　名
氏　　　名　　　　　　　　　　㊞
生 年 月 日
住　　　所
本　籍　地

（宛先）
大津市長

様式第10号の７（第３条の２関係）

事業の着手予定時期等に関する書面

年　　月　　日

（宛先）
大津市長

住所
計画提案者
氏名
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

次の事業を行うため、当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定等を行う必要があるため、都市計画法施行規則第13条の４第２項の規定により、次のとおり提出します。

事業の内容	
当該事業の着手の予定時期	
計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限	年　　月　　日
当該期限を希望する理由	

※　事業の内容が分かる資料を添付してください。

様式第37号及び様式第37号の２中「第60条」を「(第60条第１項／第60条第２項)」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にある改正前の大津市都市計画法施行細則様式第37号により調製した交付申請書は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第54号

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則（平成10年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第１項第12号中「大津市教育相談センター」を「大津市教育支援センター」に改め、同条第２項第７号を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

道路法第24条の２の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第55号

道路法第24条の２の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

道路法第24条の２の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則（平成10年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第12号中「大津市教育相談センター」を「大津市教育支援センター」に改め、同条第２項第７号を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

大津市規則第56号

大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防吏員の服制に関する規則（昭和38年規則第２号）の一部を次のように改正する。

別表冬服下衣の部製式の項を次のように改める。

製式	長ズボンとし、両もも及び右側後方に各１個のポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。

別表活動服上衣の部製式の項中「折り襟、長袖とする。」を「長袖」に、「マジックテープ３箇所留めファスナー式」を「ファスナー式とし、襟先までのジップアップ仕様」に、「直接刺しゅうする」を「入れる」に改め、同表図中

「　下衣

ズボン　スカート

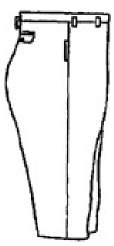

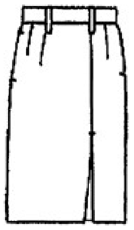

」を

「　下衣

ズボン

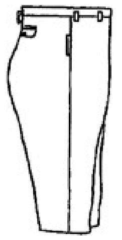

」に、

「　上衣

後面

前面

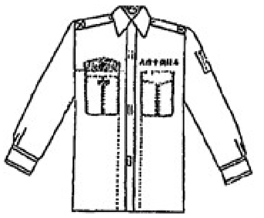

ズボン

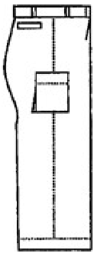

」を

「　上衣

後面

前面

ズボン

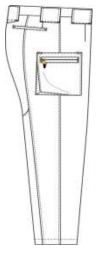

」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　　令

大津市訓令第２号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第９号）の一部を次のように改正する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

第２条第10号中「市場長及び」を「市場長及び館長（歴史博物館長に限る。）並びに」に改め、同号の次に次の１号を加える。

⑽の２　局長　職の設置規則第２条第１項に規定する局長をいう。

第２条第11号中「、堅田支所長及び長等支所長」を「及び小野支所長」に改め、「館長（」の次に「第10号、」を加え、同条第12号中「市民相談室長」を「イノベーション戦略室長、事務サポートセンター準備室長、市民相談室長、幼保連携推進室長及び事業所・施設整備室長」に、「南ふれあいセンター所長」を「子育て総合支援センター所長、比叡ふれあいセンター所長、中ふれあいセンター所長、北部子ども療育センター所長」に改め、「、北部クリーンセンター所長」を削り、「及び田上市民体育館長」を「、坂本児童館長及び皇子が丘児童館長」に改め、「副所長」の次に「、副館長」を加え、同条第13号中「、北部子ども療育センター所長」及び「小野児童館長、堅田児童館長及び」を削る。

第５条第１項中「次長、」を「次長、局長、」に改める。

第６条第１項中「、部の」の次に「局長、」を加え、「以下この条及び次条」を「次項」に改める。

第６条の２中第１項を削り、第２項を第１項とし、第３項から第５項までを１項ずつ繰り上げ、第６項を削り、第７項を第５項とし、同条の次に次の１条を加える。

（局長の基本的な職務権限）

第６条の３　局長は、福祉部長又は福祉部次長の命を受け、子ども未来局（以下「局」という。）の課長その他の職位（次項において「局の課長等」という。）を指揮監督し、福祉部長又は福祉部次長が決定した局の所管事務の方針及び計画に基づき、所管事務の方針及び計画を立案し、福祉部長又は福祉部次長の承認を得て、これを所属職員に周知徹底させ、事務の遂行に当たるとともに局の所管事務の方針及び計画の立案について福祉部長又は福祉部次長を補佐する。

２　第５条第２項から第４項までの規定は、局長の基本的な職務権限について準用する。この場合において、これらの規定中「部長」とあるのは「局長」と、「市長及び副市長」とあるのは「部長及び次長」と、「直属の次長等」とあるのは「局の課長等」とそれぞれ読み替えるものとする。

第７条第１項中「又は次長」を「、次長又は局長」に、「以下この条」を「次項」に、「部の所属事務」を「部又は局の所管事務」に、「ともに部」を「ともに部又は局」に改め、同条第２項中「及び次長」を「、次長及び局長」に改める。

第10条第２項を削り、同条第３項中「福祉子ども部長、福祉子ども部次長」を「福祉部長、福祉部次長、局長」に、「福祉子ども部長又は福祉子ども部次長」を「福祉部長、福祉部次長又は局長」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「福祉子ども部長、福祉子ども部次長」を「福祉部長、福祉部次長、局長」に、「福祉子ども部長又は福祉子ども部次長」を「福祉部長、福祉部次長又は局長」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項中「、次長」の次に「、局長」を加え、「又は次長」を「、次長又は局長」に改め、同項を同条第４項とし、同項の次に次の１項を加える。

５　専門員（企画調整課専門員に限る。以下この項において同じ。）は、部長、次長又は課長の命を受け、部長、次長又は課長が定める専門的な知識、技術を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、専門員は、部長又は次長が定めるものについては、課長と同等の職務権限を行使するものとする。

第10条第６項中「、専門員」の次に「（企画調整課専門員を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第11条第１項中「南ふれあいセンター所長」を「子育て総合支援センター所長、比叡ふれあいセンター所長、中ふれあいセンター所長、膳所ふれあいセンター所長、北部子ども療育センター所長」に改め、「、北部クリーンセンター所長」を削り、「及び園長」を「、館長（坂本児童館長、皇子が丘児童館長及び膳所児童館長に限る。）及び園長」に、「（地域包括支援センター所長」を「（膳所ふれあいセンター所長、地域包括支援センター所長及び膳所児童館長」に改める。

第16条第６項中第28号を第35号とし、第27号を第33号とし、同号の次に次の１号を加える。

㉞　広域事業室　建設監理課長

第16条第６項中第26号を第32号とし、第21号から第25号までを６号ずつ繰り下げ、第20号を第25号とし、同号の次に次の１号を加える。

㉖　地域保健推進室　保健総務課長

第16条第６項中第19号を第24号とし、第15号から第18号までを５号ずつ繰り下げ、同項第14号中「子育て政策課長」を「子ども・若者政策課長」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第13号を第17号とし、同号の次に次の１号を加える。

⒅　幼保連携推進室　子ども・若者政策課長

第16条第６項中第12号を第15号とし、同号の次に次の１号を加える。

⒃　コロナ対策支援給付金室　福祉政策課長

第16条第６項中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第９号を第11号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑿　埋蔵文化財調査センター　文化財保護課長

第16条第６項中第８号を第10号とし、第４号から第７号までを２号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の２号を加える。

⑷　個別避難計画作成推進室　危機・防災対策課長

⑸　事務サポートセンター準備室　人事課長

第16条第６項に次の１号を加え、同条第７項を削る。

㊱　設備室　建築課長

第18条第１項の表部長の項及び次長の項中「課長」の次に「（局にあっては、局長）」を加え、同表次長の項の次に次のように加える。

局長	主管の課長	

別表第１号の表２の部２の項第４号中

「

		○						

」を

「

		○					人事課長	

」に改め、別表第１号の表３の部１の項中

「

１　国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達									

」を

「

１　国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達									財政課長の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに限る。

」に

改め、同部２の項中

「

２　国、県、市町村その他の公共団体及び関係団体等との協議									

」を

「

2　国、県、市町村その他の公共団体及び関係団体等との協議									財政課長の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに限る。

に

」

改め、同部３の項中

「

3　陳情、請願等の処理									

を

」

「

3　陳情、請願等の処理									財政課長の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに限る。

に

」

改め、同部中24の項を26の項とし、13の項から23の項までを２項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13　支出負担行為の変更（減額の場合に限る。）の決定（契約の締結を伴わないものに限る。）					○			財政課長	合議は、予算執行方針に定めるものに限る。
14　指定管理者に係る手続								財政課長 行政改革推進課長	
⑴　資格要件等の決定及び候補となる者の選定に係る結果の通知	○								財政課長の合議は、候補となる者の選定に係る結果の通知の場合に限る。
⑵　基本協定の締結（協定の変更を含む。）									
ア　指定管理料の総額が１億円以上のもの		○							
イ　指定管理料の総額が5,000万円以上１億円未満のもの			○						
ウ　指定管理料の総額が500万円以上5,000万円未満のもの				○					

エ　指定管理料の総額が500万円未満のもの					○					
⑶　年度協定の締結（協定の変更を含む。）										
ア　当該年度に係る指定管理料の額が2,000万円以上のもの		○								
イ　当該年度に係る指定管理料の額が1,000万円以上2,000万円未満のもの			○							
ウ　当該年度に係る指定管理料の額が100万円以上1,000万円未満のもの				○						
エ　当該年度に係る指定管理料の額が100万円未満のもの					○					

別表第１号の表５の部１の項中「

財政課長 管財課長		

」を「

財政課長 管財課長	財政課長の合議は、予算執行方針に定めるものに限る。	

」に改め、同項第４号中「財政課長の合議は、50万円を超えるものに限る。」を削り、同部５の項中「

管財課長		

」を「

管財課長	合議は、継続的かつ使用料を徴収しないものを除く。	

」に改め、別表第１号の表６の部１の項及び２の項中「

財政課長		

」を「

財政課長	合議は、予算執行方針に定めるものに限る。	

」に改め、「合議は、50万円を超えるものに限る。」を削り、同部３の項中「定めるもの」を「定める場合であって、契約の締結のとき」に改め、別表第１号の表７の部１の項及び２の項中「

財政課長		

」を「

財政課長	合議は、予算執行方針に定めるものに限る。	

」に改め、「合議は、120万円を超えるものに限る。」を削り、同部３の項を次のように改める。

３　工事に係る業務（内容変更を含む。）の委託の決定（予定価格の決定並びに入札参加者及び随意契約の相手方の決定を含む。）								財政課長	合議は、落札者の決定及び再度入札の決定並びに契約の締結の場合	

									を除き、予算執行方針に定めるものに限る。
⑴　１件の見積金額が2,000万円以上のもの	○								
⑵　１件の見積金額が1,000万円以上2,000万円未満のもの		○							
⑶　１件の見積金額が300万円以上1,000万円未満のもの			○						
⑷　１件の見積金額が100万円以上300万円未満のもの				○					
⑸　１件の見積金額が100万円未満のもの					○				
⑹　落札者の決定及び再度入札の決定					○				
⑺　契約の締結					○				

別表第２号市民部の表自治協働課の部の次に次のように加える。

文化財保護課	１　指定文化財の保存に関する事務	１　現状変更行為の許可			○						
	２　伝統的建造物群の保存に関する事務	１　現状変更行為の許可			○						

別表第２号福祉子ども部の表中「福祉子ども部」を「福祉部（局に属する課を除く。）」に改め、同部の表福祉政策課の部２の款１の項中「就労準備支援」の次に「及び家計改善支援」を加え、同号福祉部（局に属する課を除く。）の表福祉指導監査課の部１の款中「社会福祉法人」の次に「、社会福祉連携推進法人」を加え、同課の部中３の款を４の款とし、２の款の次に次のように加える。

３　社会福祉連携推進法人の認定等に関する事務	１　社会福祉連携推進認定									
	⑴　重要なもの			○						
	⑵　その他のもの				○					
	２　定款変更の認可									
	⑴　重要なもの			○						
	⑵　その他のもの				○					

別表第２号福祉部（局に属する課を除く。）の表幼保支援課の部から児童クラブ課の部までを削り、同表の次に次の１表を加える。

福祉部（局に属する課に限る。）

組織名	事務の種類	項目	決裁権者								合議先	備考
			市長	副市長	部長	次長	局長	課長	課長補佐 グループリーダー	係長		
幼保	１　家庭的保育事業等の	１　改善命令、勧告等									保育幼稚園課長	

支援課	指導監査に関する事務	⑴　重要なもの			○							
		⑵　その他のもの						○				
保育幼稚園課	1　保育施設等の利用の調整及び要請に関する事務	1　保育施設等の利用の可否の決定						○				
	2　子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給認定に関する事務	1　支給の認定及び利用者負担額の決定						○				
	3　子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給並びに民間保育所への委託費の支払に関する事務	1　子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給の決定						○				
		2　民間保育所への委託費の支払の決定						○				
	4　保育所及び幼保連携型認定こども園の設置並びに家庭的保育事業等の認可等並びに幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事務	1　設置等の認可又は認定			○						福祉指導監査課長 幼保支援課長	福祉指導監査課長の合議は保育所及び幼保連携型認定こども園の設置等の認可並びに幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関するものに、幼保支援課長の合議は家庭的保育事業等の認可等に関するものに限る。
		2　変更届出の受理						○				
	5　特定教育・保育施設、特定地	1　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・						○				

	域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する事務	子育て支援施設等の確認及び辞退届出の受理										
		２　変更届出の受理						○				
	６　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る指導監査に関する事務	１　改善命令、勧告等									福祉指導監査課長 幼保支援課長	福祉指導監査課長の合議は特定教育・保育施設に関するものに、幼保支援課長の合議は特定地域型保育事業者に関するものに限る。
		⑴　重要なもの			○							
		⑵　その他のもの						○				
	７　認可外保育施設の指導監督に関する事務	１　改善命令、勧告等										
		⑴　重要なもの			○							
		⑵　その他のもの						○				
子ども家庭課	１　児童手当に関する事務	１　受給資格の認定及び額の決定						○				
		２　支給の制限の決定						○				
	２　母子、父子及び寡婦福祉に関する事務	１　母子父子寡婦福祉資金の貸付け及び償還の決定										
		⑴　新規貸付又は貸付金の増額の決定										
		ア　貸付金額100万円以上のもの			○							
		イ　貸付金額100万円未満のもの				○						
		⑵　継続貸付の決定						○				
		⑶　貸付金の減額の決定						○				
		⑷　違約金の免除の決定				○						
		⑸　償還金の免除の決定			○							
		⑹　償還金の一時償還の請求及び支払猶予、据置期間の延長その他償還方法の変更の決定				○						
		⑺　貸付けの停止の決定						○				
		２　母子・父子家庭等入学祝金の支給の決定						○				

		3　寡婦福祉住宅への入居及び退去の決定						○				
		4　交通災害等遺児年金の支給の決定						○				
	3　母子家庭等日常生活支援に関する事務	1　対象家庭の選定						○				
	4　母子家庭等自立支援給付金に関する事務	1　自立支援教育訓練給付金の受給希望者が受けるべき教育訓練の講座の指定						○				
		2　高等職業訓練促進給付金の支給要件に該当することの事前確認			○							
	5　児童扶養手当法に関する事務	1　受給資格及び手当額の認定						○				
		2　児童扶養手当の支給						○				
		3　認定請求の却下						○				
		4　手当額の改正						○				
		5　現況届の審査及び支給停止の決定						○				
		6　支給停止の発生、消滅の変更						○				
		7　手当の支給取消し			○							
		8　手当の支払の一時差止め						○				
		9　未支払手当の支払						○				
		10　受給資格喪失の決定						○				
		11　不正利得の徴収			○							
		12　受給資格の有無及び手当額決定のための調査及び診断の命令						○				
		13　手当の支給に関する処分に関しての資料の提供等						○				
		14　心身障害の状態の届出書の処理						○				
		15　氏名、住所の変更の届出書の処理						○				
		16　証書の訂正及び再交付						○				
児童クラブ課	1　児童クラブに関する事務	1　通所の登録の決定						○				

別表第２号健康保険部の表介護保険課の部２の款４の項中

「

				○		

」を「

						○

」に改め、同号産業観光部の表観光振興課の部中１の款を削り、２の款を１の款とし、同号産業観光部の表農林水産課の部中１の款を削り、２の

款を１の款とし、３の款から15の款までを１款ずつ繰り上げ、同号環境部の表産業廃棄物対策課の部１の款１の項を次のように改める。

１　許可、認可、指定等										
⑴　特に重要なもの	○									
⑵　重要なもの			○							
⑶　その他のもの					○					

別表第２号環境部の表産業廃棄物対策課の部に次のように加える。

３　大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に関する事務	１　事前協議					○				
	２　埋立て等の許可及び変更の許可									
	⑴　重要なもの			○						
	⑵　その他のもの					○				
	３　許可事業者に対する改善勧告、措置命令及び許可の取消し									
	⑴　重要なもの	○								
	⑵　その他のもの			○						
	４　土壌安全基準に適合しない土砂等が使用されたときの措置命令	○								
	５　協力要請、報告の徴収及び立入検査の決定					○				

別表第２号環境部の表不法投棄対策課の部を削り、同号都市計画部の表都市計画課の部中７の款を削り、８の款を７の款とし、同号都市計画部の表公園緑地課の部１の款３の項中「占用」の次に「又は行為」を加え、同項第１号中

「| | | ○ | | | | |」を「| | | | | ○ | | |」に改め、同項第２号中「| | | | ○ | | |」を「| | | | | | | ○ |」に改める。

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

大津市訓令第３号

大津市職員服務規程（昭和29年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

第２条第１項中「登庁し、自ら出勤簿に押印」を「出勤」に改め、同条第２項中「とき」を「職員」に改め、同条に次の２項を加える。

３　職員は、出勤したとき及び退勤するときは、庁舎に設置された職員の出退勤時刻を入力する機能を有する端末機（次項において「端末機」という。）を自ら操作する方法により、出退勤の記録をしなければならない。ただし、公務により当該方法による記録をすることができない場合にあっては、この限りでない。

４　前項の規定にかかわらず、端末機が設置されていない勤務場所に勤務する職員その他前項に規定する方法により難いと市長が認める職員にあっては、出勤したときは、自ら出勤簿に押印しなければならない。

第５条第２項中「作成しなければ」を「作成するとともに、これを保存しておかなければ」に改め、同条第３

項を削る。

第24条中「、押印のうえ」を「の上」に改める。

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

大津市訓令第４号

大津市土地利用問題協議会規程（平成９年訓令第７号）の一部を次のように改正する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

第２条第２項中「福祉子ども部長」を「福祉部長」に改め、同条第３項中「、建設部次長及び建設部技監の職にある者」を「及び建設部次長の職にある者並びに建設部技監の職にある者のうちから市長が指名する者」に改める。

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

告　示

大津市告示第93号

公印を新調し、及び廃止したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第６条第２項の規定により、次のとおり告示する

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

１　新調

職印

公印の名称	用　途	管守者	使用開始期日	印　影
大津市福祉部長之印	福祉部長名をもって発する文書用	福祉政策課長	令和４年４月１日	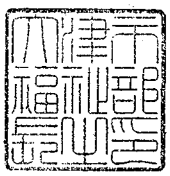
大津市歴史博物館長之印	歴史博物館の使用許可書その他の歴史博物館長名をもって発する文書用	歴史博物館長	令和４年４月１日	
大津市小野コミュニティセンター所長之印	小野コミュニティセンターの使用許可書その他の小野コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	小野コミュニティセンター所長	令和４年４月１日	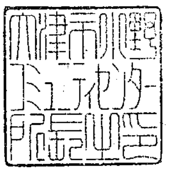

大津市仰木コミュニティセンター所長之印	仰木コミュニティセンターの使用許可書その他の仰木コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	仰木コミュニティセンター所長	令和４年４月１日	
大津市滋賀コミュニティセンター所長之印	滋賀コミュニティセンターの使用許可書その他の滋賀コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	滋賀コミュニティセンター所長	令和４年４月１日	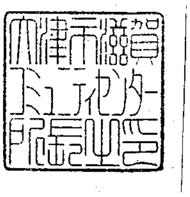
大津市藤尾コミュニティセンター所長之印	藤尾コミュニティセンターの使用許可書その他の藤尾コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	藤尾コミュニティセンター所長	令和４年４月１日	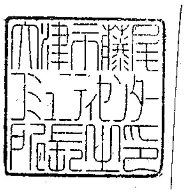
大津市富士見コミュニティセンター所長之印	富士見コミュニティセンターの使用許可書その他の富士見コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	富士見コミュニティセンター所長	令和４年４月１日	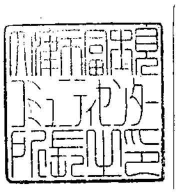
大津市晴嵐コミュニティセンター所長之印	晴嵐コミュニティセンターの使用許可書その他の晴嵐コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	晴嵐コミュニティセンター所長	令和４年４月１日	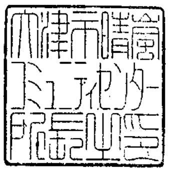
大津市小野コミュニティセンター分館所長之印	小野コミュニティセンター分館の使用許可書その他の小野コミュニティセンター分館所長名をもって発する文書用	小野コミュニティセンター分館所長	令和４年４月１日	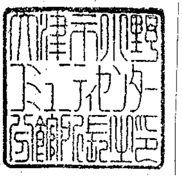

大津市埋蔵文化財調査センター所長之印	埋蔵文化財調査センター所長名をもって発する文書用	埋蔵文化財調査センター所長	令和４年４月１日	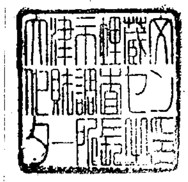

2　廃止

職印

公印の名称	用　　途	管守者	使用廃止期日	印　影
大津市福祉子ども部長之印	福祉子ども部長名をもって発する文書用	福祉政策課長	令和４年４月１日	

大津市告示第94号

平成13年告示第140号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

令和４年４月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

表和邇コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

小野コミュニティセンター	大会議室	199.92	１時間につき　720	蛍光灯40W35個	机、いす	75人
	第１会議室	29.12	１時間につき　130	蛍光灯65W12個 15W１個	机、いす	24人
	第２会議室	44.70	１時間につき　130	蛍光灯40W18個	机、いす	33人
小野コミュニティセンター分館	大会議室	105.40	１時間につき　500	蛍光灯40W36個	机、いす	60人

表伊香立コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

仰木コミュニティセンター	大会議室	158.00	１時間につき　720	蛍光灯40W20個	机、いす	100人
	小会議室	57.00	１時間につき　290	蛍光灯40W24個	机、いす	30人

表坂本コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

滋賀コミュニティセンター	大会議室	181.00	１時間につき　720	蛍光灯40W36個	机、いす	100人
	中会議室	49.00	１時間につき　130	蛍光灯40W36個	机、いす	16人
	小会議室	35.00	１時間につき　130	蛍光灯40W32個	机、いす	12人

表山中比叡平コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

藤尾コミュニティセンター	大会議室	172.50	１時間につき　720	蛍光灯32W48個 24W23個 30W４個 白熱灯250W４個	机、いす	100人
	第１会議室	34.50	１時間につき　130	蛍光灯32W12個 13W１個	机、いす	24人
	第２会議室	34.50	１時間につき　130	蛍光灯32W12個 13W１個	机、いす	24人
	第３会議室	34.50	１時間につき　130	蛍光灯32W12個 13W１個	机、いす	24人

表平野コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

富士見コミュニティセンター	大会議室	252.65	１時間につき　930	ＬＥＤ灯53.5W20個 19.9W29個 蛍光灯32W１個 43W９個	机、いす	85人
	第１会議室	27.14	１時間につき　130	蛍光灯32W２個 87W４個	机、いす	10人
	第２会議室	33.75	１時間につき　130	蛍光灯32W２個 87W４個	机、いす	12人
	第３会議室	41.48	１時間につき　130	蛍光灯32W２個 87W６個	机、いす	14人
	第４会議室	46.10	１時間につき　130	蛍光灯32W２個 87W６個	机、いす	16人
	第５会議室	40.05	１時間につき　130	蛍光灯32W２個 87W４個	机、いす	14人
晴嵐コミュニティセンター	大会議室	273.00	１時間につき　930	蛍光灯20W24個 40W72個	机、いす	200人
	第１会議室	46.30	１時間につき　130	蛍光灯40W24個	机、いす	40人
	第２会議室	70.00	１時間につき　290	蛍光灯40W24個	机、いす	40人
	第３会議室	46.30	１時間につき　130	蛍光灯40W24個	机、いす	40人
	第４会議室	34.50	１時間につき　130	蛍光灯40W18個	机、いす	40人

大津市告示第95号

平成６年告示第30号（市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

本文中「及び小野公民館分館」を削り、「施設」を「運営の委託に関するもの並びに施設」に改める。

大津市告示第96号

平成９年告示第76号（市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の補助機関たる職員をして補助執行させる

ことについて）は、廃止する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

大津市告示第97号

平成10年告示第28号（市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の管理に属する機関の職にある者に委任することについて）の一部を次のように改正する。

令和４年４月１日

大津市長　佐　藤　健　司

第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を削る。

附　則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。